

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



平成24年3月

揖斐川町

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 目次

第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象区域	3
4. 計画の範囲	3
5. 計画の目標年次	3

第2章 計画策定の基本的事項

1. 本町の概況	4
(1) 沿革	4
(2) 位置	4
(3) 地勢と自然	5
(4) 気候	5
2. 人口動態	6
(1) 人口及び世帯数	6
(2) 人口の年齢構成	7
3. 産業の動向	9
(1) 産業別就業人口	9
(2) 農業	11
(3) 商業	12
(4) 工業	13
4. 関連計画	14
(1) 岐阜県廃棄物処理計画	14
(2) 総合計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況及び課題	17
(1) ごみ処理フロー	17
(2) ごみ処理体制	23
(3) ごみ処理の実績	33
(4) ごみ処理の評価	42
(5) ごみ処理の課題	52
2. ごみ処理行政の動向	55
3. 基本的方針	57
4. ごみの排出抑制・再資源化・最終処分に関する目標	58
(1) ごみ排出量の削減目標	58
(2) リサイクル率の目標	58
(3) 最終処分率の目標	59

5. ごみの発生量及び処理量の見込み	60
(1) 人口の将来予測	60
(2) ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の将来予測	61
(3) 資源化率の将来予測	62
(4) 最終処分量の将来予測	63
6. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	64
(1) 本町の役割	64
(2) 住民の役割	65
(3) 事業者の役割	67
7. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	68
8. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	69
(1) 収集・運搬	69
(2) 中間処理	71
(3) 最終処分	71
9. ごみ処理施設の整備に関する事項	72
(1) いびがわクリーンセンター（リサイクル施設）	72
(2) いびがわエコドーム（資源持ち込み施設）	73
(3) 資源ステーション（資源ごみ収集拠点）	73
10. その他ごみの処理に関し必要な事項	74
(1) 廃棄物減量等推進審議会	74
(2) 災害対策	74
(3) 不適正排出対策、不適正処理対策及び不法投棄防止対策	74
 第4章 計画の推進	
1. 計画のスケジュール	75
2. 計画の推進と公表	75
3. 地球温暖化防止への配慮	75
 資料編	
資料1 人口の将来予測	79
資料2 ごみ処理の実績及び予測	85
資料3 収集ごみ量の予測	93
資料4 直接搬入ごみ量の予測	119
資料5 集団回収量の予測	124
資料6 家庭ごみに関する調査（アンケート）結果	128
資料7 パブリックコメント	136
資料8 廃棄物減量等推進審議会	142

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨

我が国は、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、物質的豊かさや利便性を手に入れてきた一方、その大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、化石燃料等の天然資源の枯渇や環境負荷の増大といった社会問題を引き起こしてきました。そのため、我が国が持続的に発展するには、現在の社会経済システムを根本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していく必要があります。

国は、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という)においては、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務を定めており、一般廃棄物の処理は市町村固有の自治事務、産業廃棄物の処理は排出者責任が基本、その処理に係る許認可等の事務は県への法定受託事務とされています。

市町村は、廃棄物処理法の第 6 条第 1 項に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、当該市町村の区域内の一般廃棄物を適切に処理する、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられています。

平成 20 年 3 月に循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成基本計画が改定され、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとされる一方、一般廃棄物の処理においても 3R 化改革を進める必要があります。これらの考え方を踏まえ、平成 20 年 6 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されました。

揖斐川町(以下、「本町」という)においては、平成 23 年 3 月に第 1 次総合計画「後期基本計画」を策定し、まちの将来像である「自然と歴史が育む ふれあいと活力のある健康文化都市」を実現するため、4 つの目標と 11 の基本方針(施策の柱)を定めました。そのうち、環境・衛生部門においては「人と自然が共生する快適なまち」の実現にむけて、資源が地域内を循環するしくみを目指し、廃棄物の発生・排出抑制、資源化、適正処理を推進することとしています。

平成 17 年 1 月 31 日に揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村の 1 町 5 村(以下、「旧 6 町村」という)の合併により誕生した本町においては、旧 6 町村がそれぞれに一般廃棄物の適正処理を推進してきたところですが、本町の誕生を機に旧 6 町村の取り組みを尊重しつつ、本町が目指すべきごみ処理のあり方について、住民・事業者・行政の共通認識として掲げておく必要があります。

これらの廃棄物行政を取り巻く社会の動向に対応するため、一般廃棄物の発生・排出抑制、資源化、中間処理、最終処分等の姿を描き、循環型社会の構築を目指すことを目的として、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「本計画」という)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町が総合的・長期的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでに必要な基本事項を定めるものです。

本計画と関連計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本町の総合計画で示された将来像「自然と歴史が育む ふれあいと活力のある健康文化都市」を目指すための一般廃棄物分野における計画であるとともに、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

廃棄物問題への対応策は、単に廃棄物だけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の町を構築していくことを住民、事業者、行政の共通目標として確認するとともに、本計画により一般廃棄物の排出抑制・適正処理を行っていくこととします。

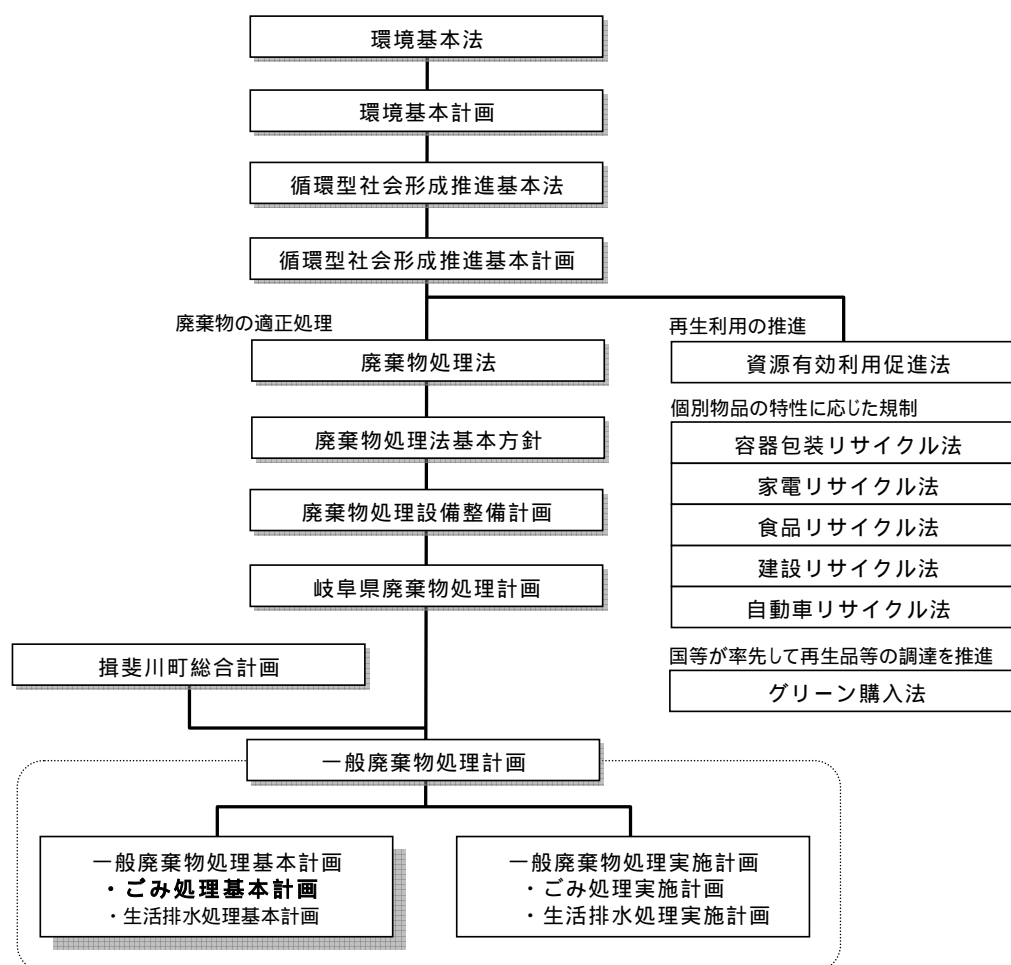


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

4. 計画の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、市町村が統括的な処理責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

なお、本町では一般廃棄物のうち家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を処理対象としています。

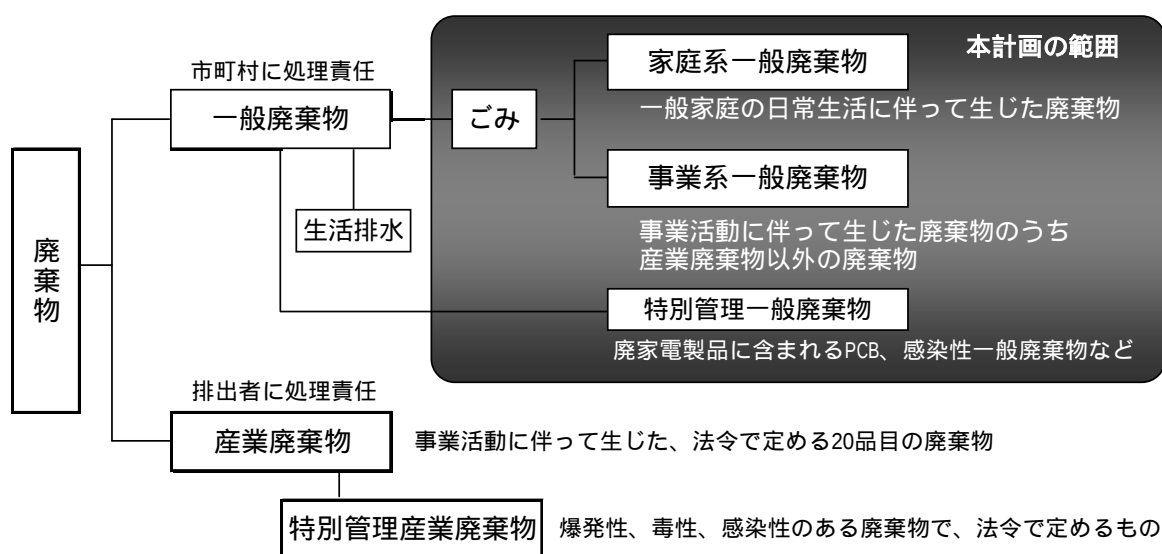


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

5. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、平成 24 年度から 15 年後の平成 38 年度とし、第 1 次目標年次として平成 24 年度から 5 年後の平成 28 年度を設定します。

目標年次：平成 38 年度
(第 1 次目標年次：平成 28 年度)

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における一般廃棄物処理の方針変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第 2 章 計画策定の基本的事項

1. 本町の概況

（1）沿革

本町は、昭和 62 年以降、揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村の 1 町 5 村がそれぞれ町村政を行ってきました。

平成の時代を迎え、地方分権、広域行政、行財政改革を図るために国が定めた市町村合併特例法の適用を受けて、平成 17 年 1 月 31 日に旧 6 町村が合併し、本町が誕生しました。

（2）位置

本町は、岐阜県の最西部に位置し、北側は福井県、南側は不破郡関ヶ原町、垂井町、揖斐郡池田町、大野町、東側は本巣市、西側は滋賀県と接しています。

本町は、東西方向約 20km、南北方向約 35km で、ほぼ南北に長い長方形を成し、総面積は 803.68km² であり、岐阜県（10,598.18km²）の 7.6% を占めています。

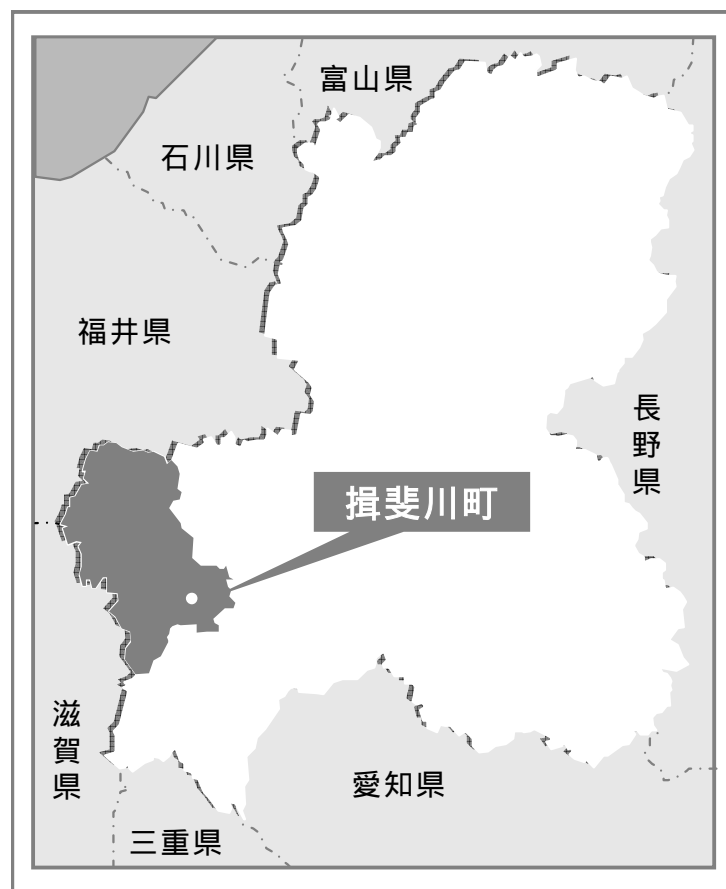


図 2-1 位置図

(3) 地勢と自然

本町は、標高 1,300m を超える伊吹山、金糞岳や、1,200m 級の冠山、貝月山などの緑豊かな山岳部を有し、揖斐川は町の中央部を北西から南東に流れ、美しい揖斐峡、小津溪谷、不動滝、花房滝など、自然豊かで風光明媚な景観を形成し、清流のシンボルであるイワナやアマゴ、アユなどの魚が生息しています。

また、福井県との県境、標高 1,099 m に位置する夜叉ヶ池では、この池の固有種であるヤシャゲンゴロウが生息するなど、本町は豊かな自然環境に恵まれています。

(4) 気候

本町は、平成 22 年度の気温は、最高気温 38.4 度、最低気温 - 5.8 度、平均気温 15.2 度^{注)}と、酷暑の夏もある一方、日本海側気候に近いことから冬には大量の積雪があり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されています。(坂内地区、藤橋地区の一部は特別豪雪地帯) このため、季節の寒暖差が大きな気候となっています。

表 2-1 気象の概要(平成 22 年度)

区分	単位	揖斐川地区	谷汲地区	春日地区	藤橋地区
		気象庁 揖斐川観測所	揖斐郡 消防組合 東分署	揖斐郡 消防組合 西分署	揖斐郡 消防組合 北分署
年降水量	mm	2,976.5	-	-	-
平均気温		15.2	-	-	-
最高気温		38.4	-	-	-
最低気温		-5.8	-	-	-
平均気温(正午)		-	18.4	18.4	16.9
最高気温(正午)		-	36.0	36.0	36.0
最低気温(正午)		-	-1.0	-1.0	-2.0
平均風速	m/s	1.9	-	-	-
平均日照時間	時間	153.8	-	-	-

注) 消防組合の気温は正午の測定値

出典: 気象庁、揖斐郡消防組合

注) 平成 22 年度、気象庁揖斐川観測所の値

2. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本町の過去7年間の人口及び世帯数の推移は表2-2及び図2-2に示すとおりです。

人口、世帯数のいずれも減少傾向にあります。人口の減少率よりも世帯数の減少率が下回っていることから、1世帯あたりの人数も減少傾向を示しています。

表2-2 人口及び世帯数の推移

項 目	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり 人数（人）	外国人 人口（人）
平成17年	26,558	8,148	3.26	156
平成18年	26,166	8,137	3.22	173
平成19年	25,726	8,087	3.18	173
平成20年	25,357	8,068	3.14	182
平成21年	24,971	8,041	3.11	190
平成22年	24,655	8,038	3.07	176
平成23年	24,224	8,025	3.02	170

出典：揖斐川町（各年3月31日の値）

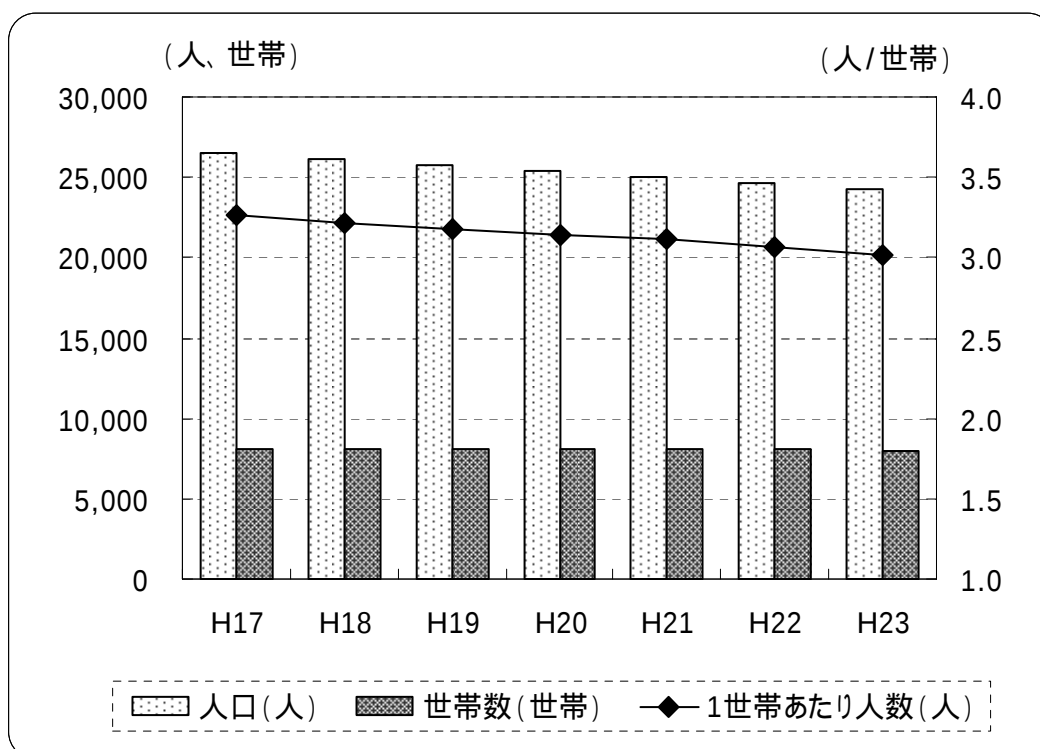


図2-2 人口及び世帯数の推移

本計画において、端数処理のため合計があわない場合があります。

(2) 人口の年齢構成

本町の年齢構成は、表 2-3、図 2-3 及び図 2-4 に示すとおりです。

年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は増加しています。

65 歳以上の人口が約 3 割であり、団塊の世代の多い人口構成となっているため、今後、更に高齢化が進むと考えられます。

表 2-3 年齢構成別人口の推移

単位：人

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	人口
昭和60年	6,255	18,945	4,394	29,594
平成 2年	5,406	18,749	5,001	29,156
平成 7年	4,504	18,022	5,839	28,365
平成12年	3,900	17,001	6,543	27,444
平成17年	3,279	16,010	6,903	26,192
平成22年	2,841	13,824	7,086	23,751
岐阜県(H22)	289,748	1,282,800	499,399	2,071,947

出典：総務省「国勢調査」^{注)}

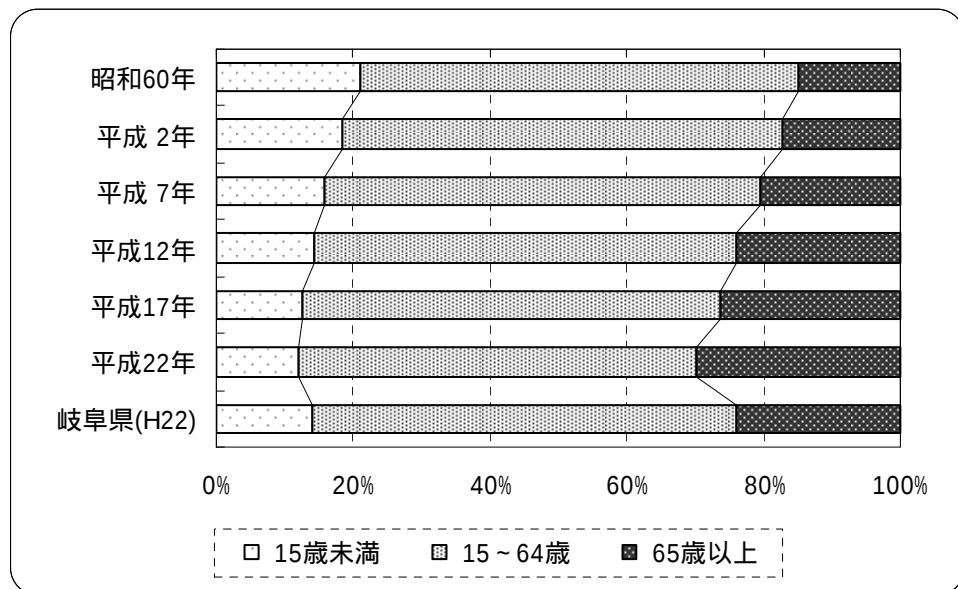
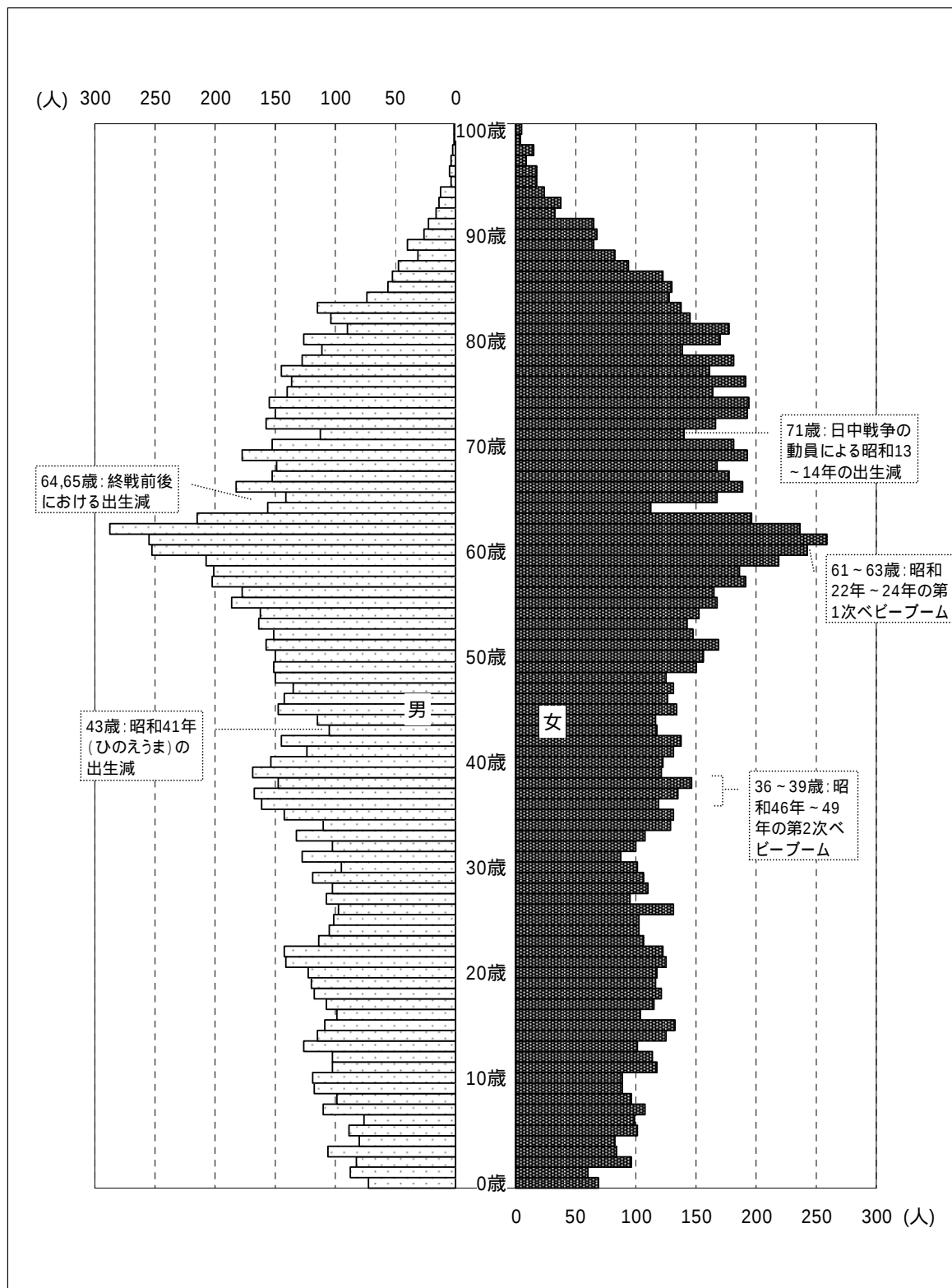


図 2-3 年齢構成別人口割合の推移

注) 国勢調査は各回 10 月 1 日現在で調査が行われるため、表 2-2 の値と異なります。



出典：県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

図 2-4 人口ピラミッド（平成 22 年）

3. 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本町の産業大分類別就業人口の推移は現在ある資料によると、表 2-4 及び図 2-5 に示すとおりです。

また、平成 16 年及び平成 18 年における産業大分類別の事業所数及び就業者数は表 2-5 及び表 2-6 に示すとおりです。

平成 18 年における本町の実業人口は 9,717 人で、工業（第 2 次産業）・商業（第 3 次産業）が主な産業となっています。

事業所の就業者数における産業構造をみると、製造業が 25.3%、次いで建設業が 17.2%、卸売・小売業が 12.5%と、この 3 業種で就業者数の 5 割以上を占めています。

表 2-4 産業大分類別就業人口の推移

単位：人

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口
平成13年	128	4,378	5,885	10,391
平成16年	120	4,077	4,264	8,461
平成18年	142	4,176	5,399	9,717
岐阜県(H18)	4,604	309,370	639,299	953,273

出典：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

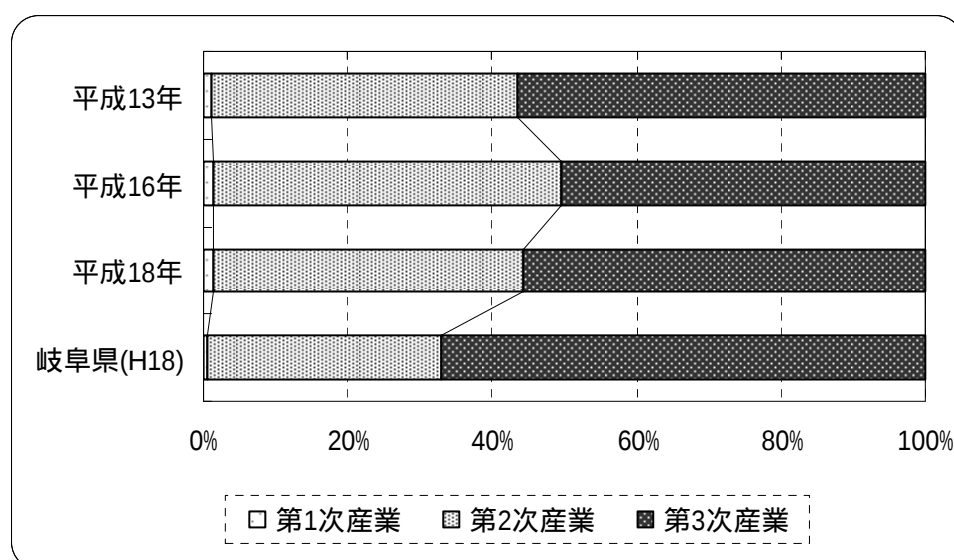


図 2-5 産業大分類就業人口割合の推移

表 2-5 産業大分類別事業所数及びその比率

単位：事業所

産業大分類	平成16年		平成18年	
	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)
農林漁業	10	0.7	11	0.8
鉱業	6	0.4	6	0.4
建設業	288	21.2	266	19.2
製造業	168	12.4	152	11.0
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.4	5	0.4
情報通信業	3	0.2	2	0.1
運輸業	22	1.6	23	1.7
卸売・小売業	370	27.3	329	23.8
金融・保険業	13	1.0	15	1.1
不動産業	12	0.9	8	0.6
飲食店、宿泊業	140	10.3	132	9.5
医療、福祉	47	3.5	74	5.4
教育、学習支援業	24	1.8	60	4.3
複合サービス事業	14	1.0	25	1.8
サービス業	234	17.3	251	18.1
公務（他に分類されないもの）	-	-	24	1.7
合計	1,356	100.0	1,383	100.0

出典：総務省「事業所・企業統計調査」

表 2-6 産業大分類別就業者数及びその比率

単位：人

産業大分類	平成16年		平成18年	
	就業者数	比率(%)	就業者数	比率(%)
農林漁業	120	1.4	142	1.5
鉱業	45	0.5	49	0.5
建設業	1,811	21.4	1,668	17.2
製造業	2,221	26.2	2,459	25.3
電気・ガス・熱供給・水道業	53	0.6	57	0.6
情報通信業	6	0.1	2	0.0
運輸業	235	2.8	254	2.6
卸売・小売業	1,392	16.5	1,210	12.5
金融・保険業	125	1.5	146	1.5
不動産業	29	0.3	13	0.1
飲食店、宿泊業	660	7.8	584	6.0
医療、福祉	666	7.9	961	9.9
教育、学習支援業	86	1.0	479	4.9
複合サービス事業	228	2.7	297	3.1
サービス業	784	9.3	971	10.0
公務（他に分類されないもの）	-	-	425	4.4
合計	8,461	100.0	9,717	100.0

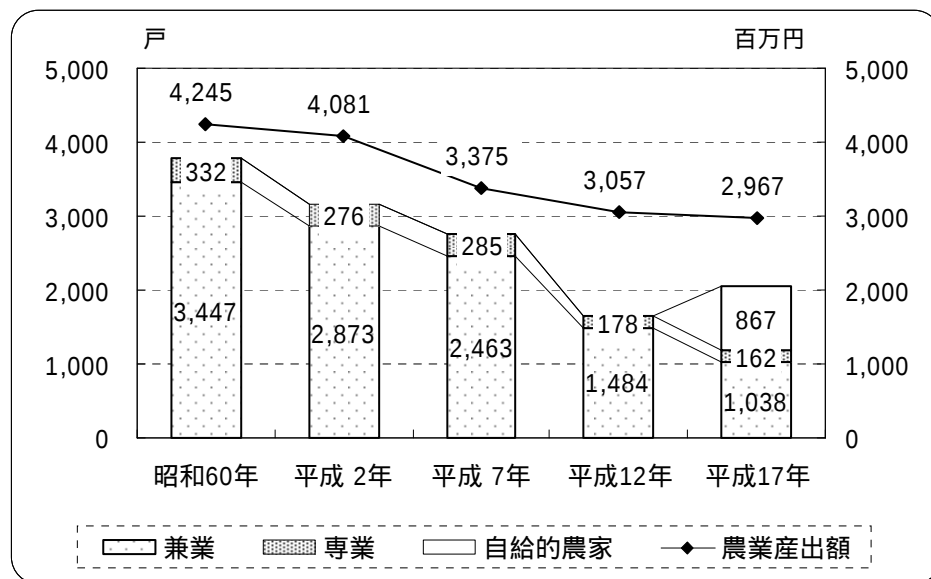
出典：総務省「事業所・企業統計調査」

(2) 農 業

本町の農家数及び農業人口の推移は図 2-6、平成 18 年における農業産出額割合は図 2-7 に示すとおりです。

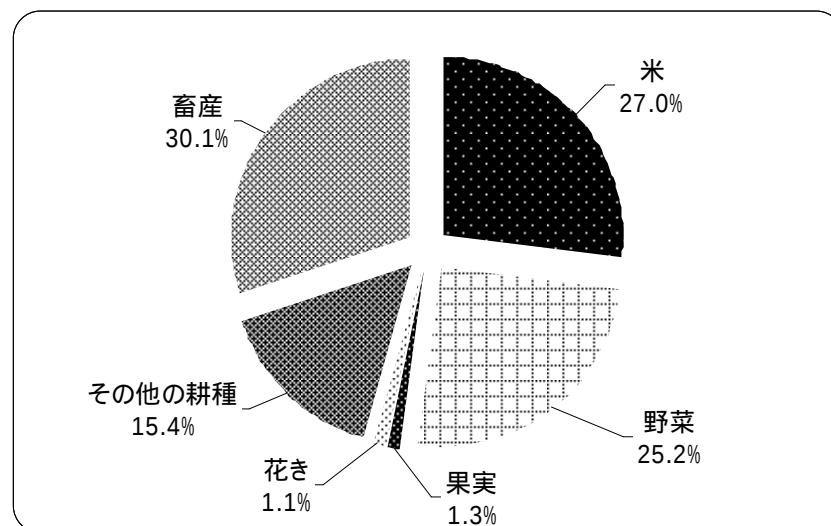
本町の農業は、ぎふクリーン農業への取り組みをはじめ、水稻を基幹として園芸、畜産の複合経営が展開されており、揖斐川地区や春日地区では美濃いび茶の栽培が盛んです。また、春日地区の薬草や久瀬地区の小菊も有名です。

しかし、専業・兼業農家数、農業産出額とも減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでいるのが実情です。



出典：農林水産省「世界農林業センサス」、岐阜県「岐阜県統計書」

図 2-6 農家数及び農業人口の推移



出典：東海農政局岐阜農政事務所「岐阜農林水産統計年報」

図 2-7 農業産出額割合（平成 18 年）

（３）商 業

本町の商業の概況は表 2-7 及び図 2-8 に示すとおりです。

年間商品販売額は、平成 14 年度までは減少傾向を示していましたが、徳山ダムの建設に伴う建設関係者の影響から増加傾向に転じました。

しかし、平成 20 年 5 月に徳山ダムが完成しダム建設関係者が減少したことから、今後は人口の減少に伴う販売額の減少が懸念されます。

表 2-7 商業の概況

項 目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 3年	515	1,508	22,816
平成 6年	443	1,467	21,715
平成 9年	410	1,347	21,222
平成11年	420	1,348	20,790
平成14年	368	1,317	16,870
平成16年	367	1,303	19,943
平成19年	318	1,229	20,451

出典：経済産業省「商業統計」、岐阜県「岐阜県統計書」

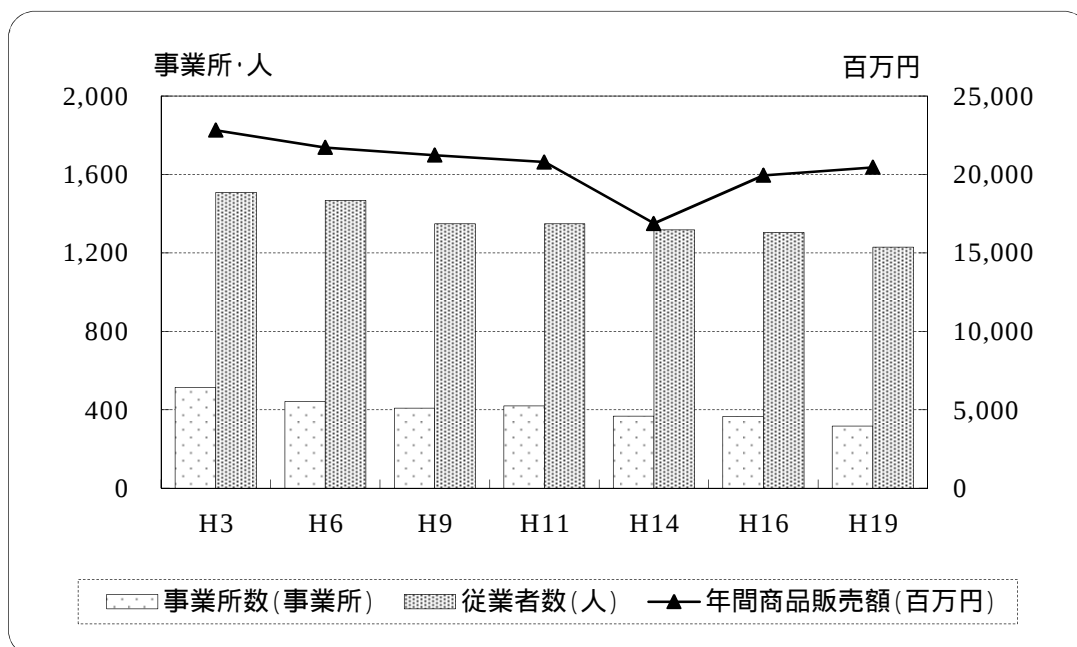


図 2-8 商業の概況

(4) 工業

本町の工業の概況は表 2-8 及び図 2-9 に示すとおりです。

本町の製造品出荷額は、平成 20 年 9 月のリーマンショックが引き金となった世界的な金融危機が起きるまでは増加傾向にあり、これに伴い製造業の従業員数も増加傾向にありました。

しかし、その後の世界的な景気低迷の影響を受け、本町の製造品出荷額も減少しています。

表 2-8 工業の概況

項 目	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成12年	116	2,228	27,599
平成13年	102	2,035	29,092
平成14年	95	2,060	29,787
平成15年	83	1,989	28,544
平成16年	83	2,046	32,278
平成17年	80	2,956	47,828
平成18年	81	2,932	53,157
平成19年	76	3,040	67,880
平成20年	77	2,608	48,594
平成21年	71	2,575	39,648

出典：経済産業省「工業統計」(4人以上)

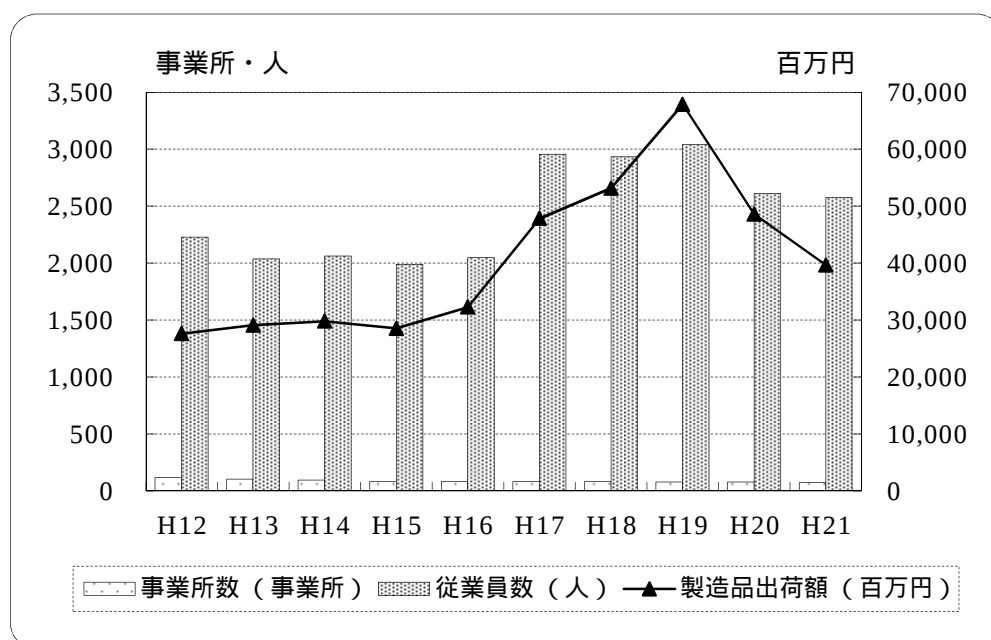


図 2-9 工業の概況

4．関連計画

（１）岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は平成 24 年度から平成 33 年度までを計画期間として、「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し^{注）}、この中で、市町村の役割として、一般廃棄物の処理について総括的な責任を負うとともに、循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の自主的な活動の促進を図ることとされています。

【循環型社会の形成】

○ ごみ減量化の推進

自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。

リサイクル製品の調達を率先して行います。

排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進します。

ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。

環境教育・環境学習を推進します。

ごみ減量、再資源化についてのアイデアや意見の聴取、情報提供に努めます。

○ 各種リサイクルの推進

廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。

熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。

中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。

○ 一般廃棄物適正処理の推進

廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。

一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分します。

一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行います。

一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行います。

職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努めます。

住民に対して、現在稼働中の施設に関する情報を積極的に公開します。

他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進します。

一般廃棄物の効率的な循環の利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努めます。

廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努めます。

事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行います。

多量排出事業者に対しては、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進します。

注）平成 24 年 3 月 2 日現在、意見募集結果及び計画（案）公表中。

○ 産業廃棄物の適正処理の推進

処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行います。

管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手続に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努めます。

【生活環境の保全】

○ 環境美化運動の推進

環境美化運動の実施等により、地域の清潔保持を推進します。

○ 災害発生時における廃棄物処理対策の推進

災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備します。

【不適正処理対策の推進】

○ 不法投棄等の不適正処理対策の推進

地域住民と連携した不法投棄等への監視・指導を行います。

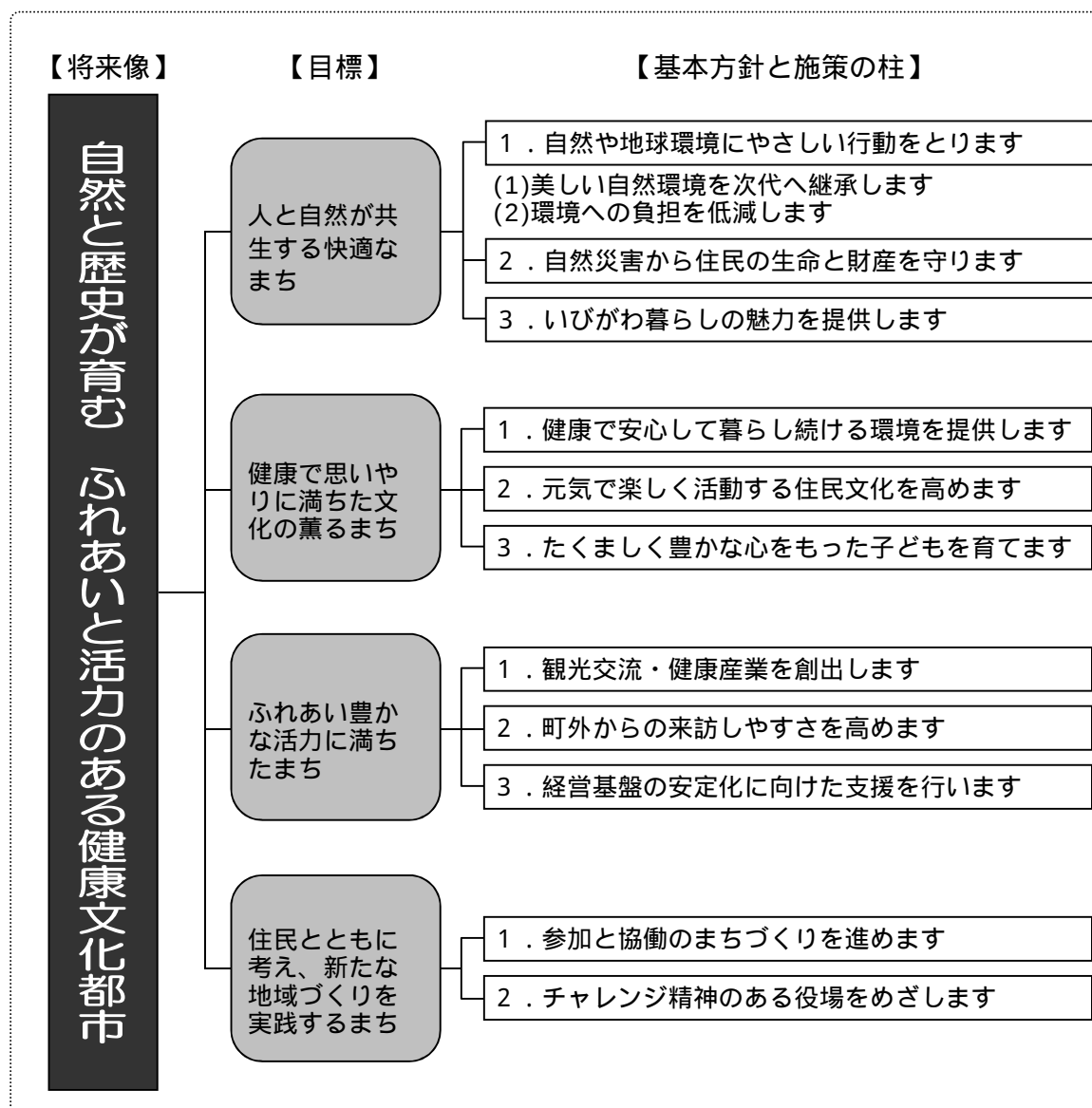
県が主催する連絡会議に積極的に参加します。

災害時における不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

(2) 総合計画

本町では「揖斐川町第1次総合計画 後期基本計画」を策定し、「自然と歴史が育む ふれあいと活力のある健康文化都市」をめざす将来像として、目標、基本方針、施策の柱を掲げています。

この計画の、目標 「人と自然が共生する快適なまち」では、「自然や地球環境にやさしい行動をとります」として、基本方針1の(2)環境への負担を低減する方策として、「リデュース(ごみの発生抑制) リユース(使用済み製品の再利用) リサイクル(原材料として再利用) リフューズ(ごみとなるものを持ちこまない)を積極的に推進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動の推進」することとしています。



出典：揖斐川町第1次総合計画 後期基本計画

図 2-10 基本計画の施策体系

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状及び課題

(1) ごみ処理フロー

本町では、平成17年1月の合併以降も旧6町村がそれぞれ実施してきたごみの分別及び収集の方法を継続して実施しています。

平成23年度における本町のごみ処理フローは、図3-1-1～3-1-6に示すとおりです。

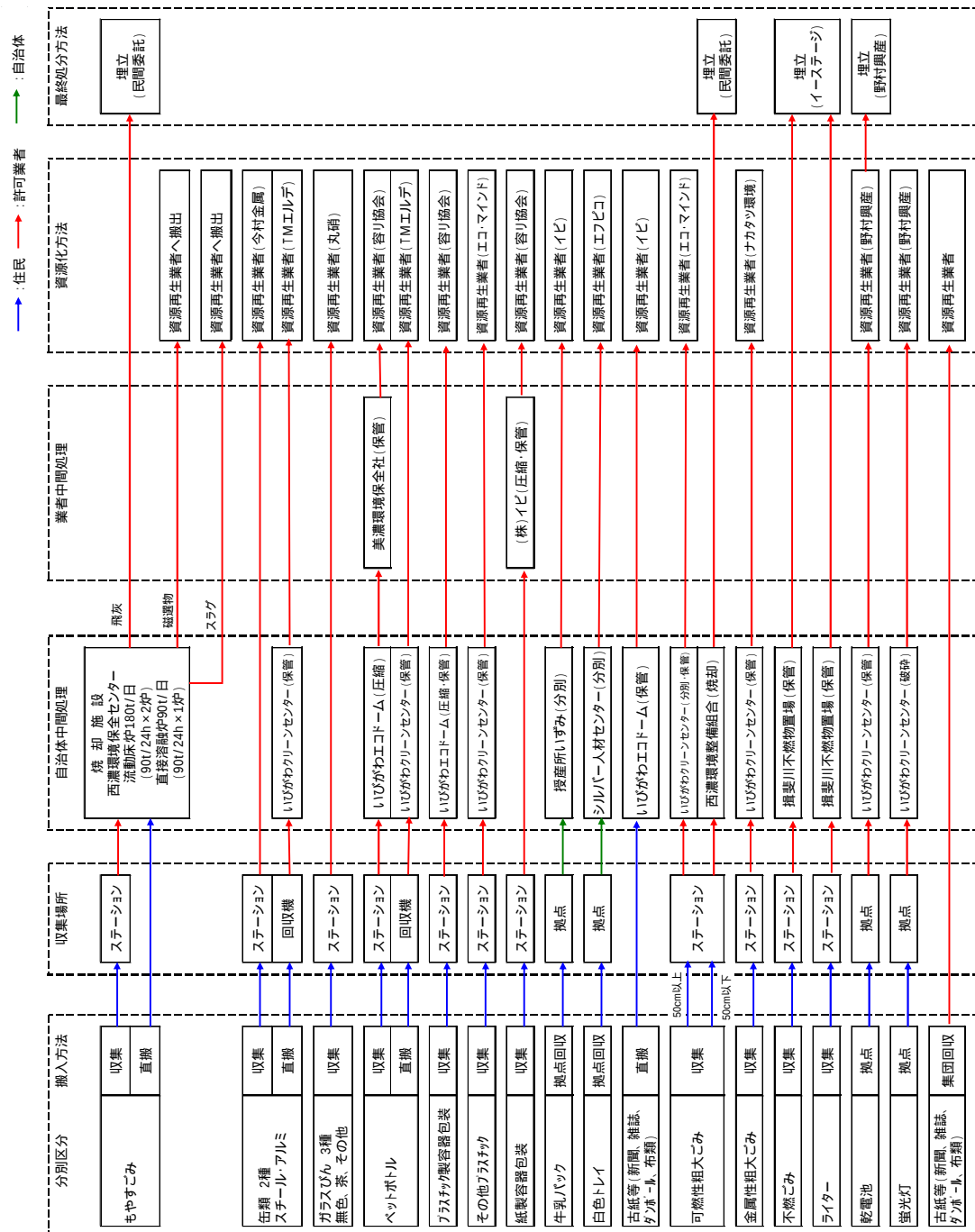


図3-1-1 揖斐川地区のごみ処理フロー（平成23年度）

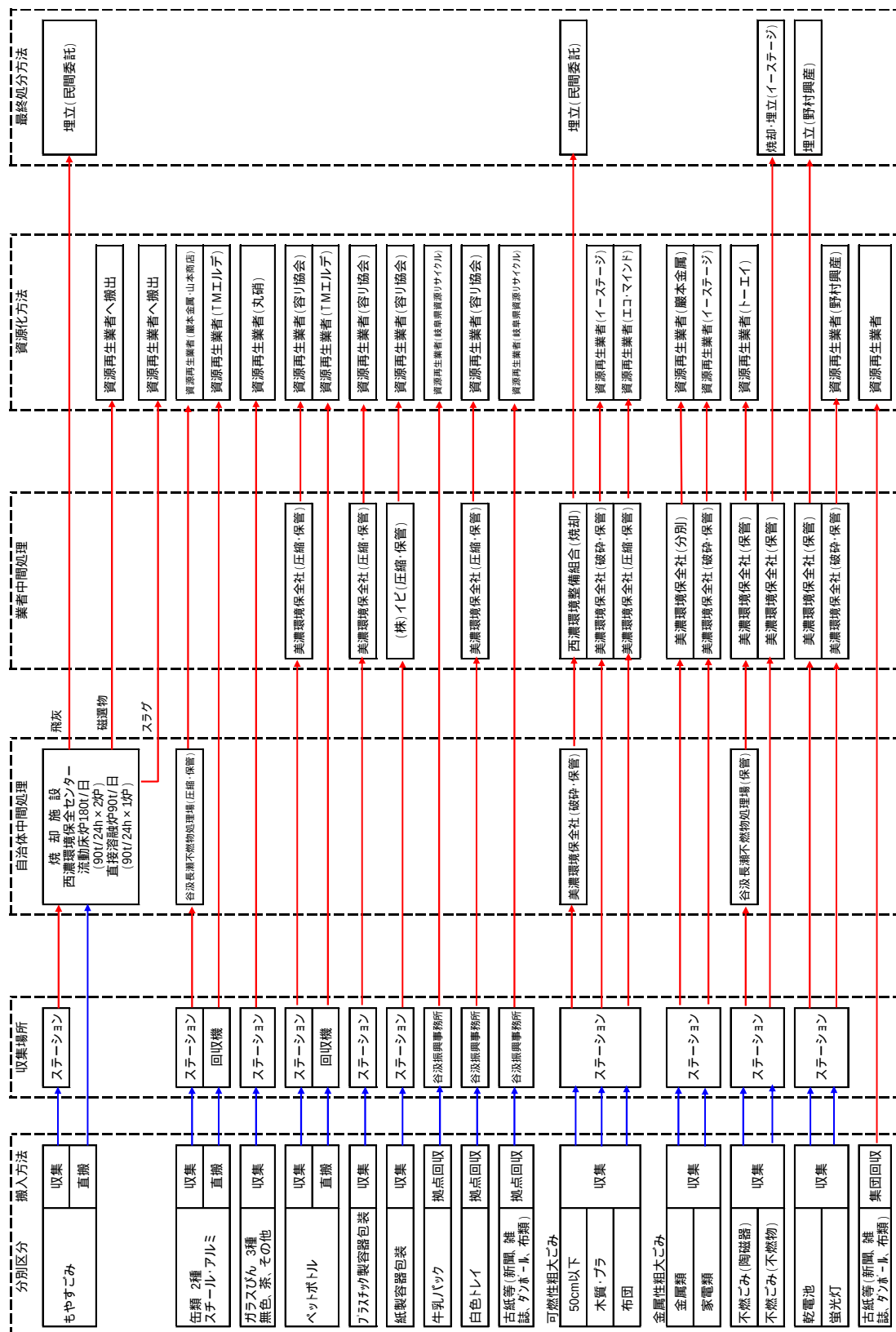


図 3-1-2 谷汲地区のごみ処理フロー（平成 23 年度）

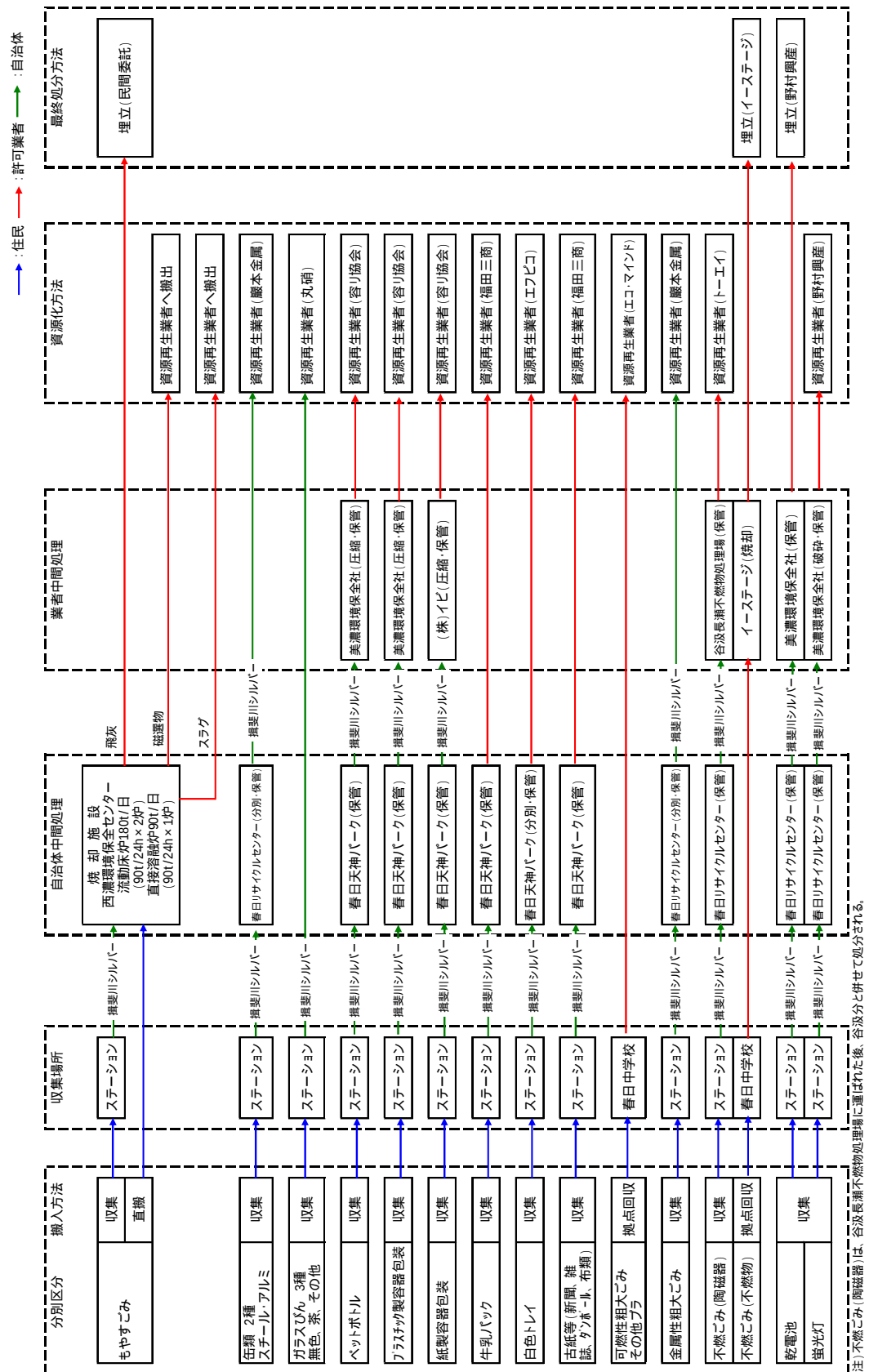
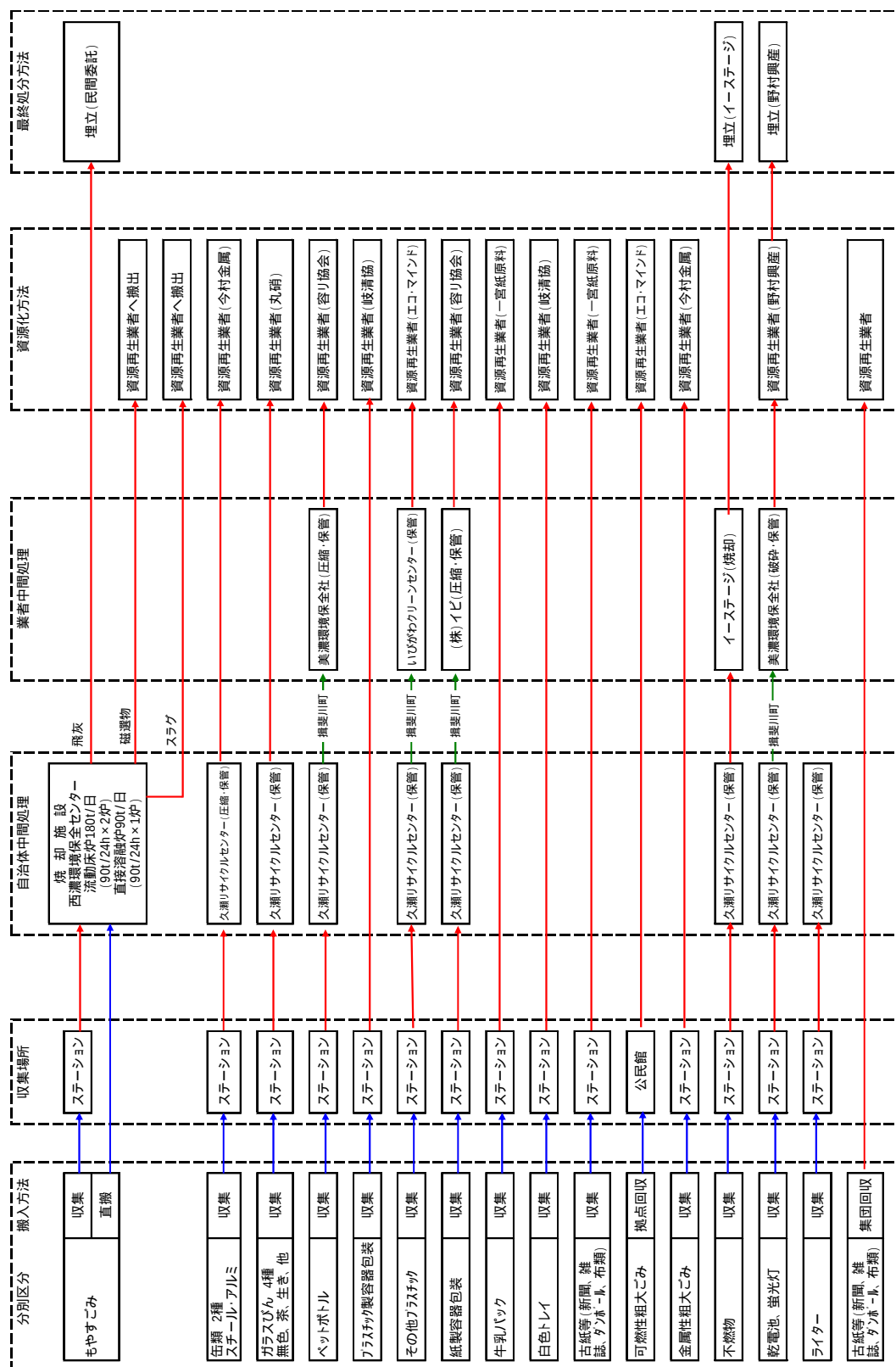


図 3-1-3 春日地区のごみ処理フロー（平成 23 年度）



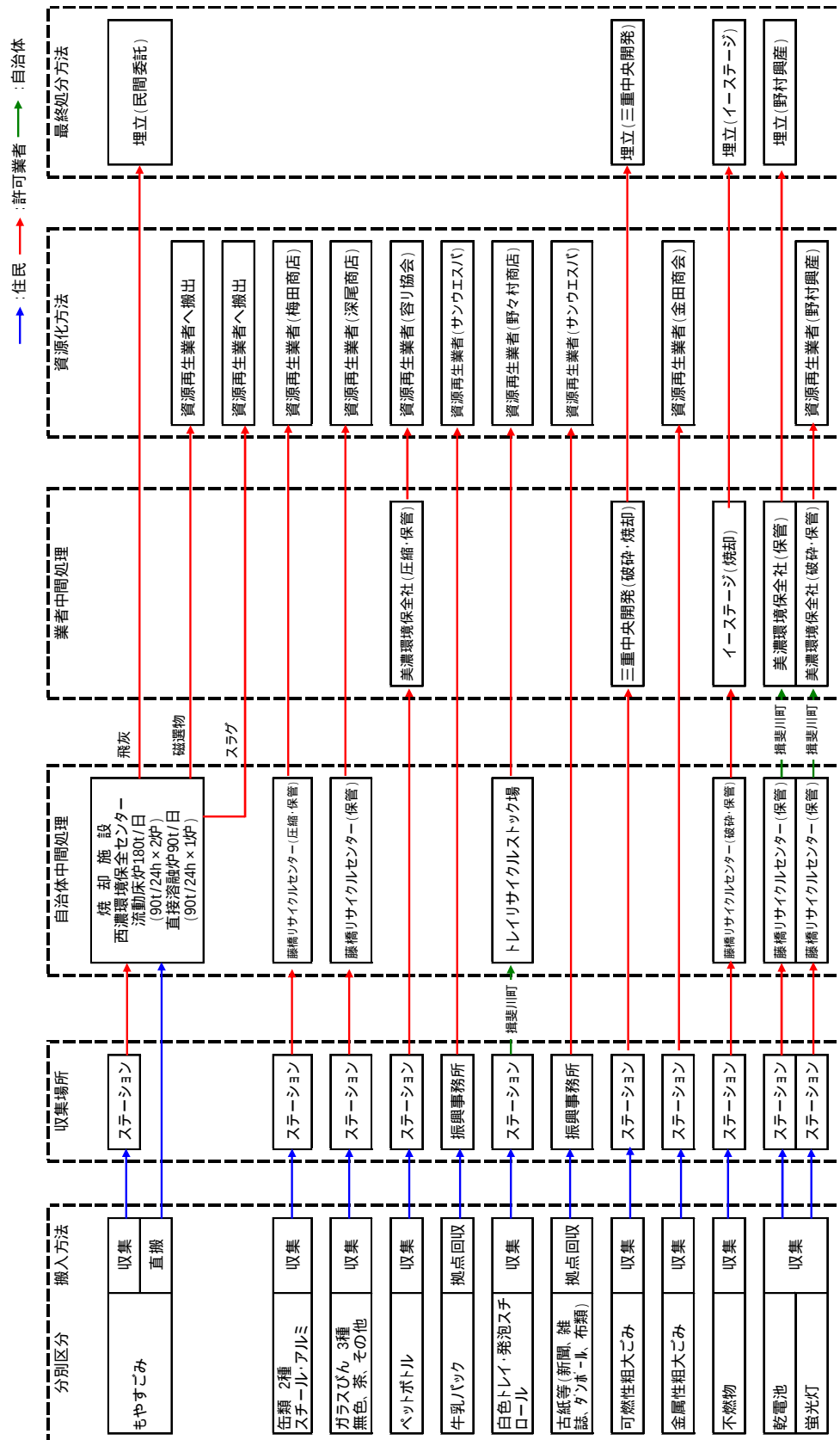


図 3-1-5 藤橋地区のごみ処理フロー（平成 23 年度）

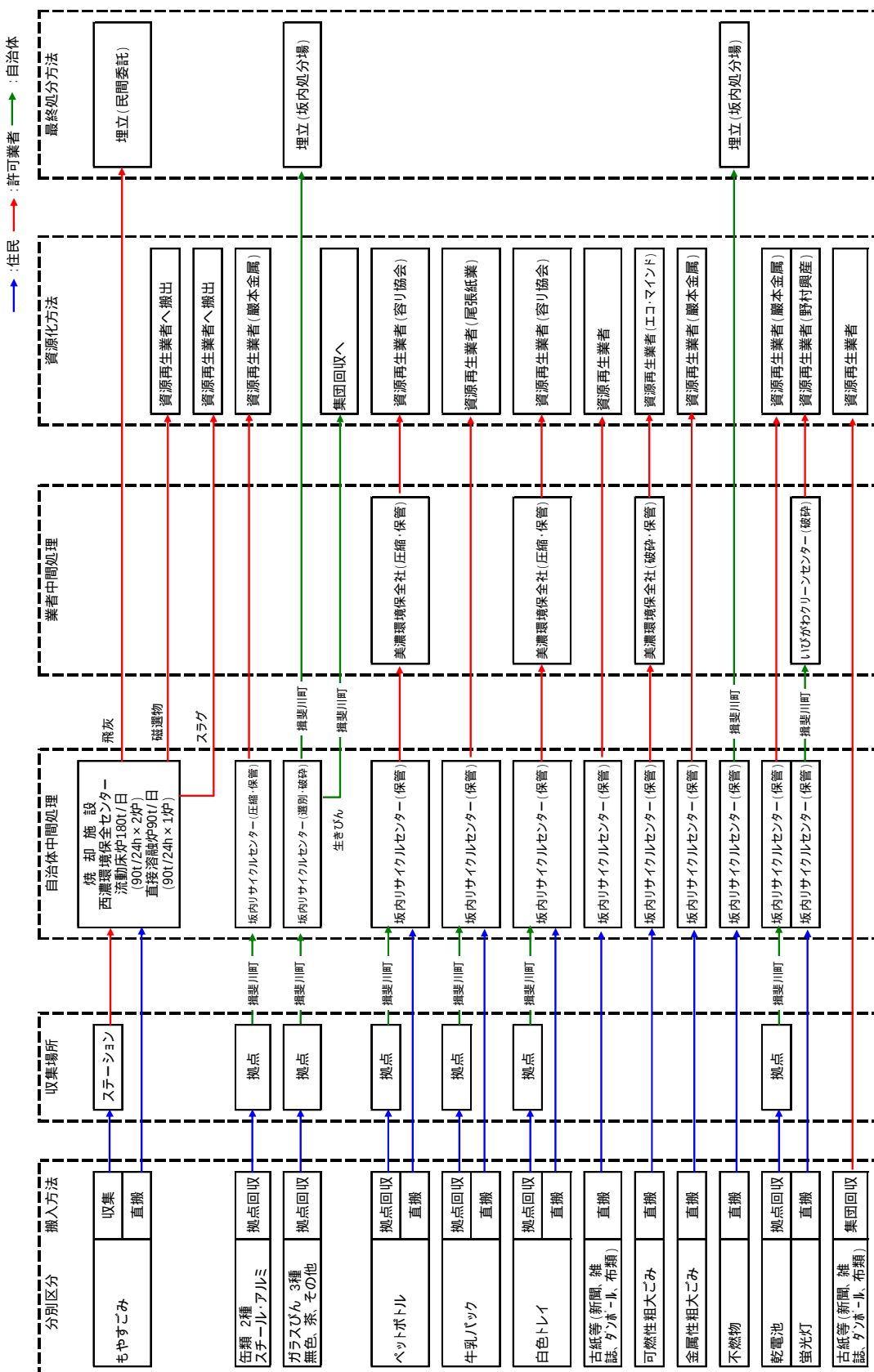


図 3-1-6 坂内地区のごみ処理フロー（平成 23 年度）

(2) ごみ処理体制

ごみの排出抑制

本町では、合併以前から旧6町村で指定ごみ袋による可燃ごみの有料化を実施し、排出抑制のための取り組みを進めてきました。

現在は、『広報いびがわ』などで家庭ごみの減量化を呼びかけています。

分別・収集方法

本町における各地区の分別・収集方法は、以下に示すとおりです。

(ア) 可燃ごみ

可燃ごみの収集回数は、揖斐川地区が週2回であるのに対して、他地区では週1回となっています。(久瀬地区は夏季のみ週2回収集)

なお、春日地区では全てのごみ収集をシルバー人材センターに委託しています。

表 3-1 地区別収集状況(可燃ごみ)

区分 地区	収集回数	収集形態
揖斐川	月・木	業者委託(揖斐川清掃)
谷汲	月	業者委託(美濃環境保全社)
春日	月	シルバー人材センター
久瀬	水(6~9月は火・金)	業者委託(中央清掃)
藤橋	月	業者委託(岐北清掃社)
坂内	金	業者委託(岐北清掃社)

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみの収集回数は、月1回の揖斐川地区から直接搬入のみの坂内地区まで多様であり、金属製粗大ごみ、可燃性粗大ごみの区分によっても収集回数が異なります。

表 3-2 地区別収集状況(粗大ごみ)

区分 地区	収集回数		収集場所	
	金属製	可燃性	金属製	可燃性
揖斐川	月1回		ステーション	
谷汲	年4回		ステーション	
春日	年6回	年1回	ステーション	春日中学校
久瀬	年6回	年1回	ステーション	公民館
藤橋	年2回		ステーション	
坂内	直接搬入のみ		坂内リサイクルセンター	

（ウ）資源ごみ

資源ごみの収集回数は、どの品目も概ね月 1 回程度ですが、揖斐川地区でのびん収集は「無色・茶色・その他」の 3 種類のうち毎月指定の色しか出せないため、実質的に 3 ヶ月に 1 回の収集回数となります。

坂内地区については、各地区に資源ステーション（資源物ストックヤード）が設置されており、いつでも資源ごみ・不燃ごみ・乾電池・蛍光灯を出すことができます。

藤橋地区及び坂内地区では、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、その他プラスチック類の分別・収集を行っていません。

なお、揖斐川保健センター前と谷汲昆虫館前には、缶とペットボトルの回収機が設置されています。

表 3-3 地区別収集状況（資源ごみ）

区分 地区	びん		缶類		ペットボトル	
	収集回数	収集形態	収集回数	収集形態	収集回数	収集形態
揖斐川	月 1 回 ^{注 1}	委託	月 1 回	委託	月 1 回	委託
谷汲	月 1 回	委託	月 1 回	委託	月 1 回	委託
春日	月 1 回	シルバー	月 1 回	シルバー	随時	シルバー
久瀬	月 1 回	委託	月 1 回	委託	年 6 回	委託
藤橋	月 1 回	委託	月 1 回	委託	月 1 回	委託
坂内	随時 ^{注 2}	直営	随時 ^{注 2}	直営	随時 ^{注 2}	直営

注 1）揖斐川地区のびんは毎月指定の色しか出せないため、実質は 3 ヶ月に 1 回となります。

2）各地区に設置してある資源ステーションにいつでも排出できる。

表 3-4 地区別収集状況（資源ごみ）

区分 地区	プラスチック製容器包装		紙製容器包装		その他プラスチック	
	収集回数	収集形態	収集回数	収集形態	収集形態	収集形態
揖斐川	月 1 回	委託	月 1 回	委託	月 1 回	委託
谷汲	月 1 回	委託	月 1 回	委託	年 4 回	委託
春日	月 1 回	シルバー	月 1 回	シルバー	年 1 回	直接搬入
久瀬	月 1 回	委託	年 6 回	委託	月 1 回	委託
藤橋	-	-	-	-	-	-
坂内	-	-	-	-	-	-

注）- は未実施を示します。

(エ) 不燃ごみ・乾電池・蛍光灯

不燃ごみの収集回数は、概ね月1回となっています。

春日地区では、陶磁器・ガラスの収集が月1回行われています。

坂内地区では、資源ごみと同様に地区の資源ステーションへいつでも出すことが出来ます。

乾電池、蛍光灯、ライターについては、揖斐川地区及び坂内地区が拠点で回収されるのに対して、他地区においてはステーション収集が行われています。

表 3-5 地区別収集状況（不燃ごみ・乾電池・蛍光灯）

区分 地区	不燃物			乾電池・蛍光灯		
	収集回数	収集場所	収集形態	収集回数	収集場所	収集形態
揖斐川	月1回	ステーション	委託	随時	拠点	委託
谷汲	月1回	ステーション	委託	年4回	ステーション	委託
春日	年1回	春日中学校	委託	月1回	ステーション	シルバー
久瀬	月1回	ステーション	委託	年6回	ステーション	委託
藤橋	月1回	ステーション	委託	月1回	ステーション	委託
坂内	随時 ^注	地区拠点	直営	随時 ^注	地区拠点	直営

注) 各地区に設置してある資源ステーションにいつでも排出できる。

(オ) 集団回収

古紙等の集団回収実施状況は、表 3-6 に示すとおりです。

揖斐川地区では NPO 法人ミズみずエコステーションが行う月1回の回収に加えて PTA が各小中学校で実施する回収が年3回程度あるのに対して、他地区では実施回数が少ないため、直営による古紙類の収集が行われています。

なお、坂内地区については毎週火・金曜日と第1日曜日に坂内リサイクルセンターへ持ち込み可能となっています。

表 3-6 地区別集団回収実施状況

区分 地区	回数	実施団体	備考
揖斐川	年15回程度	PTA、NPO 法人	直営による古紙類の収集が年1回あり
谷汲	年2回	PTA	直営による古紙類の収集が年3回あり
春日	無し	-	月1回の収集
久瀬	年2回	PTA	直営による古紙類の収集が年3回あり
藤橋	無し	-	直営による古紙類の収集が年4回あり
坂内	年1回	PTA	坂内リサイクルセンターに持ち込み可能

中間処理施設等の概要

本町の可燃ごみは、西濃環境整備組合のごみ処理施設「西濃環境保全センター」において、焼却処理が行われています。

資源ごみについては、旧6町村それぞれに中間処理及び一時保管施設があります。

揖斐川地区の粗大ごみについては、いびがわクリーンセンターで一時保管され、揖斐川地区の不燃ごみについては、揖斐川不燃物置き場で一時保管されています。



図 3-2 中間処理施設・最終処分場位置図

表 3-7 焼却施設の概要

項 目	内 容
名 称	西濃環境保全センター
所在地	揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面 積	敷地面積：25,848.74m ²
処理能力	270t / 日(90t / 24h×3 炉)
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	流動床式焼却炉（90t / 日×2 炉） ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t / 日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	株式会社 荏原製作所、新日本製鐵 株式会社
建設年度	竣工：平成 3 年 3 月、平成 15 年 12 月

出典：西濃環境整備組合

表 3-8-1 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	いびがわクリーンセンター
区分	破碎 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野 533-4
敷地面積	約 1,385.96 m ²
建築面積	625.177 m ²
処理対象物	可燃性粗大ごみ・プラスチック・金物・乾電池・蛍光灯
竣工年月日	平成 9 年 5 月
設計・施工	設計 大建設計株式会社 施工 西濃建設株式会社
運転管理体制	直営（1 名）
主な設備	蛍光灯破碎機、計量器

出典：揖斐川町

表 3-8-2 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	いびがわエコドーム
区分	選別 ・ 圧縮 ・ 梱包 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町小島字古流起坂地 291
施設管理	揖斐川町（生活環境課）
敷地面積	2,962.31 m ²
建築面積	450 m ²
処理対象物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処理・保管能力	3,000 kg/日（処理） 30,000 kg（保管）
竣工年月日	平成 15 年 1 月 10 日
設計・施工	設計：岐大建築事務所、 施工：太洋工業（株）
運転管理体制	（有）揖斐川清掃に委託
主な設備	半自動横型プレス、フォークリフト

出典：揖斐川町

表 3-8-3 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	揖斐川不燃物置き場
区分	保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野
敷地面積	520 m ²
処理対象物	不燃ごみ
維持管理体制	直営（1 名）

出典：揖斐川町

表 3-8-4 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	谷汲長瀬不燃物処理場
区分	圧縮 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬 422-1
施設管理	揖斐川町 谷汲振興事務所
敷地面積	528 m ²
建築面積	50.04 m ²
処理対象物	空き缶（アルミ・スチール）及び鉄等金属類のプレス材
運転管理体制	業者委託
主な設備	圧縮機（缶）

出典：揖斐川町

表 3-8-5 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	空き缶・ペットボトル専用自動回収機
区分	破碎（ペットボトル） ・ 圧縮（缶）
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 165 番地 1 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積
建築面積	約 1.6 m ² (回収機 2 機分)
処理対象物	空き缶、ペットボトル
処理能力	ペットボトル：2 秒/1 本 、 缶：1.33 秒/1 本
保管能力	ペットボトル：750 本 、 缶：5,000 本
設置年月日	平成 20 年 4 月 1 日（揖斐川） 平成 19 年 4 月 1 日（谷汲）
設計・施工	T Mエルデ株式会社
維持管理体制	T Mエルデ株式会社（保守） 揖斐川町シルバー人材センター（揖斐川・回収） NPO 法人ふるさと谷汲（谷汲・回収）

出典：揖斐川町

表 3-8-6 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	春日リサイクルセンター
区分	圧縮 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合 1871-1
施設管理	揖斐川町 春日振興事務所
処理対象物	缶・びん・蛍光灯・金属製粗大ごみ・陶磁器等
保管能力	一時保管
運転管理体制	揖斐川町シルバー人材センター
主な設備	圧縮機（対象物：缶、製造：昭和 54 年 10 月）

出典：揖斐川町

表 3-8-7 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	天神パーク
区分	保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日香六 120-1
施設管理	揖斐川町 春日振興事務所
建築面積	管理棟：62.10 m ²
処理対象物	プラスチック製容器包装、紙製容器包装、白色トレイ、ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌、古着等
保管能力	一時保管
竣工年月日	平成 5 年 3 月 29 日
運転管理体制	揖斐川町シルバー人材センター

出典：揖斐川町

表 3-8-8 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	久瀬リサイクルセンター
区分	選別 ・ 圧縮 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲 1443-2
施設管理	揖斐川町 久瀬振興事務所
建築面積	222.75 m ²
処理対象物	缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、紙製容器包装、その他プラスチック類、不燃物（陶磁器、ガラス）、蛍光灯、電球、乾電池、ライター、粗大ごみ（金属類、廃家電）
竣工年月日	平成 14 年 3 月 14 日
運転管理体制	町民 1 名に委託
主な設備	圧縮機（缶）

出典：揖斐川町

表 3-8-9 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	藤橋リサイクルセンター
区分	選別 ・ 破碎 ・ 圧縮 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町西横山 1271
施設管理	揖斐川町 藤橋振興事務所
敷地面積	1,112 m ² (借地面積)
建築面積	75.0 m ²
処理対象物	缶 (圧縮)・陶器 (破碎)・乾電池、電球等 (保管)
処理能力	金属圧縮 0.95 t/h
竣工年月日	昭和 63 年 3 月 25 日
運転管理体制	直営 (臨時雇用 : 2 名)
主な設備	缶・不燃物処理機 (磁選機、圧縮機、破碎機)

出典：揖斐川町

表 3-8-10 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	藤橋白色トレイストック場
区分	保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山 491
施設管理	揖斐川町 藤橋振興事務所

出典：揖斐川町

表 3-8-11 中間処理施設等の概要

項 目	内 容
施設名	坂内リサイクルセンター
区分	選別 ・ 破碎 ・ 圧縮 ・ 保管
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬 417-2
施設管理	揖斐川町 坂内振興事務所
処理対象物	缶 (圧縮)・びん (破碎)
竣工年月日	平成 8 年 9 月
維持管理体制	町民 1 名に委託
主な設備	圧縮機 (びんの破碎にも使用)

出典：揖斐川町

最終処分場の概要

本町が唯一所有する坂内地区一般廃棄物最終処分場は、昭和 48 年に供用を開始し、残余容量が 140m³となっています。

最終処分場の埋立対象物は、坂内地区から排出される一般廃棄物のうち、陶磁器類、がれき類の不燃ごみと、隣接するリサイクルセンターで破砕されたびん類です。

可燃ごみについては、西濃環境整備組合による焼却処理後の飛灰・不燃残渣が民間最終処分場で埋立処分されています。

表 3-9 最終処分場の概要

項 目	内 容
施設名	坂内地区一般廃棄物最終処分場
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町広瀬 411 番地他
埋立面積	1,100 m ²
埋立容量	800 m ³
残余容量	140 m ³
埋立期間	昭和 48 年 4 月～
埋立対象物	びん（破砕後）、陶磁器（破砕後）、がれき類、
遮水工の有無	無

出典：揖斐川町



坂内地区一般廃棄物最終処分場

(3) ごみ処理の実績

ごみ区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-3 に示すとおりとします。

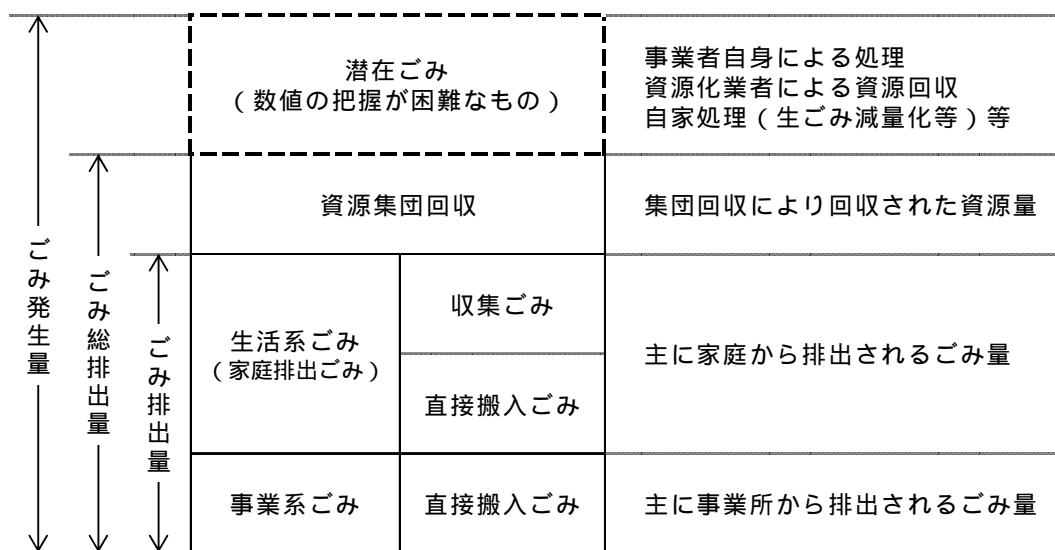
本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者自身による処理や、資源化業者による資源回収（古紙類等）、住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって処理されているもの（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本町のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

また、「生活系ごみ」については収集方式の違いにより、「収集ごみ」及び「直接搬入ごみ」に分類し、「生活系ごみ」のうち「家庭排出ごみ」は「生活系ごみ」から資源ごみを除いた値とします。



注) 家庭排出ごみは生活系ごみから資源ごみを除いた値

図 3-3 ごみ区分の定義

ごみ総排出量の推移

本町における過去7年間のごみ総排出量の推移は、表3-10に示すとおりです。

表3-10 ごみ総排出量の推移

t / 年

項 目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収集ごみ	5,372.7	5,021.8	4,734.6	4,644.1	4,353.1	4,228.5	4,294.7
可燃ごみ(西濃環境整備組合搬入分)	2,924.2	3,006.7	3,052.1	3,087.8	3,008.5	3,005.3	2,983.9
粗大ごみ	852.9	697.3	716.8	643.9	607.6	445.5	504.0
可燃性粗大ごみ	432.9	427.6	444.4	400.0	434.8	298.3	395.8
クリーンセンター焼却	370.5	343.7	375.3	291.0	-	-	-
50cm以上(エコ・マインド)	-	-	-	32.0	163.7	127.0	150.6
50cm以下(西濃環境)	-	-	-	6.0	230.9	130.9	205.6
木質・プラ	39.4	70.9	55.1	58.4	30.8	26.6	23.7
布団	23.0	13.0	14.1	12.5	9.5	13.8	16.0
金属製粗大ごみ	420.0	269.7	272.4	244.0	172.8	147.1	108.2
金属類	394.4	245.3	254.4	228.8	158.4	139.8	103.1
家電類	25.7	24.4	18.0	15.2	14.4	7.4	5.1
資源ごみ	1,386.1	1,052.1	633.9	635.4	565.2	586.9	597.0
缶類	120.4	77.8	91.7	81.3	67.6	67.6	62.3
スチール缶	93.1	31.0	28.4	19.9	16.0	18.7	15.9
アルミ缶	27.3	10.8	12.5	9.9	8.9	7.2	7.1
混合	0.0	35.9	50.7	51.5	42.7	41.6	39.3
ガラスびん	201.6	207.1	199.3	182.4	172.2	169.7	157.5
白(無色透明)ガラスびん	78.1	80.2	80.3	76.3	71.3	69.9	65.1
茶色ガラスびん	96.2	95.5	91.1	82.1	82.1	80.0	73.7
その他のガラスびん	24.6	28.5	24.3	20.5	18.8	19.4	18.6
リターナブルビン	2.7	3.0	3.7	3.4	0.0	0.5	0.0
ペットボトル	40.4	24.4	26.9	31.4	20.2	36.9	51.1
プラスチック製の容器包装	101.9	104.1	125.1	125.6	144.4	145.1	142.9
プラスチック製容器包装	75.4	79.1	88.1	89.2	81.7	81.7	66.7
その他プラスチック	26.5	25.0	36.9	36.4	62.7	63.4	76.2
紙製容器包装	44.6	30.6	48.6	52.3	49.3	48.3	50.6
牛乳パック	0.3	3.4	0.2	2.7	0.1	2.6	3.9
白色トレイ	4.8	5.2	4.1	0.6	1.0	1.8	2.6
古紙等	872.0	599.6	138.1	159.1	110.4	114.9	126.1
新聞紙	438.2	282.9	49.7	52.1	38.7	34.8	42.6
雑誌	252.2	192.9	48.4	62.5	48.0	47.3	35.2
チラシ	-	-	-	-	-	-	12.8
ダンボール	120.3	86.3	30.3	34.5	12.6	26.0	28.4
布類	61.3	37.5	9.7	10.0	11.2	6.8	7.0
不燃ごみ	202.8	244.2	312.6	261.1	159.7	172.6	199.4
割ガラス	10.6	6.5	11.7	5.5	7.1	7.1	6.5
陶磁器	9.0	6.9	11.6	7.7	6.9	9.4	8.8
不燃物	169.3	218.9	275.5	235.1	135.5	145.7	184.2
ガラスびん(坂内地区)	14.0	11.9	13.8	12.8	10.2	10.4	0.0
白(無色透明)ガラスびん	5.6	3.8	4.1	3.8	3.1	3.0	0.0
茶色ガラスびん	5.6	5.8	6.9	6.4	5.1	5.2	0.0
その他のガラスびん	2.8	2.3	2.8	2.6	2.0	2.2	0.0
その他専用の処理のために分別するごみ	6.7	21.5	19.3	16.0	12.2	18.2	10.4
乾電池	4.9	10.5	11.5	9.5	6.2	13.6	6.9
蛍光灯	1.8	11.0	7.9	6.4	5.9	4.7	3.5
直接搬入ごみ	915.1	1,132.0	1,111.4	1,085.8	1,193.0	1,231.9	1,154.2
可燃ごみ(西濃環境整備組合搬入分)	878.5	1,054.2	1,007.1	963.6	1,030.0	1,038.1	963.5
粗大ごみ	36.6	51.5	81.1	103.9	140.1	171.0	167.7
揖斐川クリーンセンター搬入分	0.0	9.6	10.3	9.3	110.4	130.9	112.2
坂内リサイクルセンター搬入分	36.6	41.9	70.8	94.5	29.8	40.1	55.6
金属類	34.8	39.0	70.8	91.1	27.2	35.1	45.2
家電類	1.8	3.0	0.0	3.5	2.5	5.0	10.4
資源ごみ	0.0	26.3	23.2	18.4	22.9	22.8	23.0
缶類(回収機)	0.0	26.3	23.2	18.4	11.9	12.2	11.3
スチール缶	-	10.7	9.1	7.0	4.8	4.9	4.1
アルミ缶	-	15.6	14.1	11.4	7.1	7.3	7.2
ペットボトル(回収機)	-	-	-	-	10.9	10.7	11.6
集団回収	803.4	873.5	989.4	937.0	912.1	846.6	828.5
新聞	422.6	461.4	514.0	476.1	457.0	406.5	392.1
雑誌	231.5	225.8	258.1	284.0	276.9	258.7	237.4
ダンボール	96.0	127.8	157.2	117.9	121.8	126.0	147.0
布類	53.3	58.5	60.1	59.0	56.4	55.4	52.0
ごみ排出量	6,287.8	6,153.8	5,846.0	5,729.9	5,546.0	5,460.5	5,448.9
生活系ごみ排出量	5,372.7	5,038.5	4,747.4	4,653.2	4,265.5	4,120.4	4,205.5
うち家庭排出ごみ	3,986.6	3,960.1	4,090.4	3,999.4	3,677.5	3,510.7	3,585.5
事業系ごみ排出量	915.1	1,115.3	1,098.6	1,076.7	1,280.5	1,340.0	1,243.4
集団回収量	803.4	873.5	989.4	937.0	912.1	846.6	828.5
ごみ総排出量	7,091.2	7,027.3	6,835.4	6,666.9	6,458.1	6,307.1	6,277.4

注)生活系ごみ=ごみ排出量-事業系ごみ、事業系ごみ=直搬可燃ごみ+直搬粗大ごみ+直搬不燃ごみ、家庭排出ごみ=ごみ排出量-資源ごみ

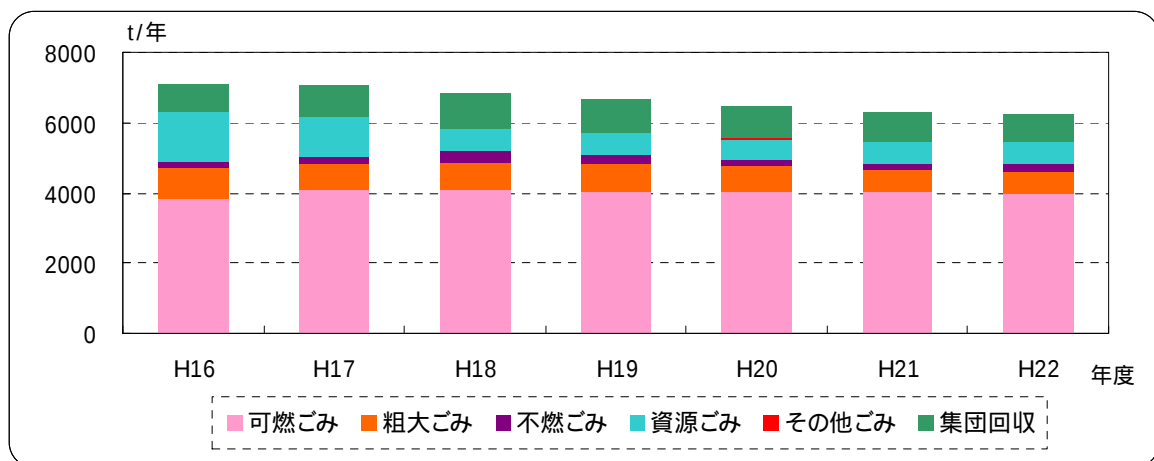


図 3-4 ごみ総排出量の推移

1人1日ごみ総排出量の推移

本町における過去7年間の1人1日ごみ総排出量の推移は、表 3-11 及び図 3-5 に示すとおりであり、概ね横ばい傾向です。

表 3-11 1人1日ごみ総排出量の推移

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
計画収集人口 (人)	26,714	26,339	25,899	25,539	25,161	24,831	24,394
ごみ総排出量 (t/年)	7,091	7,027	6,835	6,667	6,458	6,307	6,277
1人1日ごみ総排出量 (g/人・日)	727	731	723	713	703	696	705
生活系ごみ (g/人・日)	551	524	502	498	464	455	472
内家庭排出ごみ (g/人・日)	409	412	433	428	400	387	403
事業系ごみ (t/日)	2.5	3.1	3.0	2.9	3.5	3.7	3.4
集団回収 (g/人・日)	82	91	105	100	99	93	93

注) 事業系ごみの値は1日あたりごみ排出量を示します。

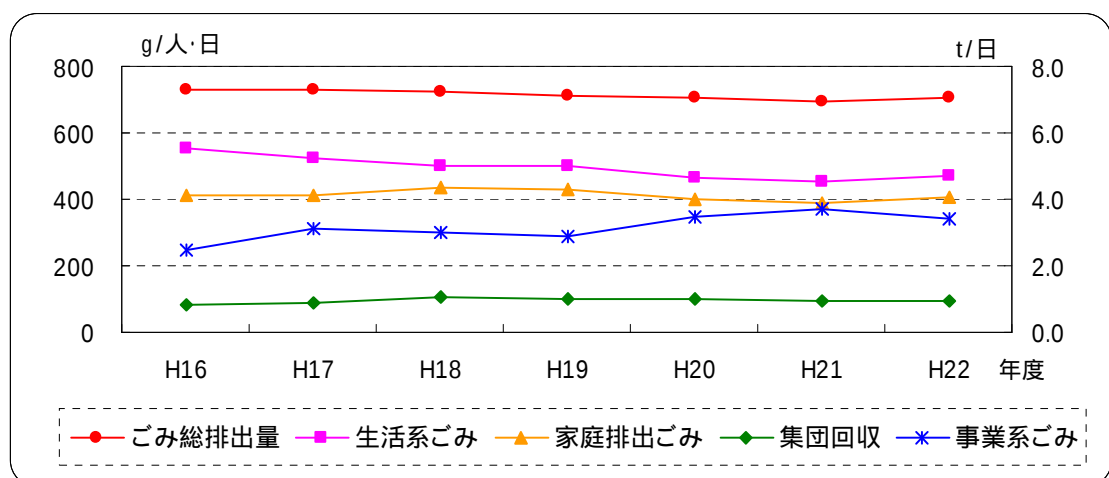


図 3-5 1人1日ごみ総排出量の推移

資源化量及びリサイクル率の推移

本町における過去 7 年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表 3-12 及び図 3-6 に示すとおりです。

揖斐川地区の古紙類直営収集は、平成 17 年度までは年 3 回実施されていましたが、平成 18 年度以降は PTA 等が行う集団回収への移行を促進するために年 1 回としました。しかし、民間業者の古紙回収へ多く移行したために、資源化量、リサイクル率ともに平成 16 年度から平成 18 年度までは減少傾向となりました。

資源集団回収量については、揖斐川町資源集団回収事業補助金交付要綱により、PTA・子供会・老人クラブ・NPO 等の公的団体などによる実施を、1kg あたり 3 円の補助金交付により支援していますが、やや減少傾向を示しています。

リサイクル率は、本町による収集量と同様の傾向を示しており、平成 22 年度は 27.0%となりました。

表 3-12 資源化量及びリサイクル率の推移

項 目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資源化量	2,425.6	2,204.1	1,898.5	1,842.4	1,751.0	1,707.5	1,693.6
本町による資源ごみ収集量	1,386.1	1,052.1	633.9	635.4	565.2	586.9	597.0
直接搬入量	0.0	26.3	23.2	18.4	22.9	22.8	23.0
集団回収量	803.4	873.5	989.4	937.0	912.1	846.6	828.5
焼却処理による資源化量	236.1	252.2	252.1	251.6	250.8	251.1	245.1
リサイクル率 (%)	34.2	31.4	27.8	27.6	27.1	27.1	27.0

注) 焼却処理による資源化量は、焼却処理量の 6.21%として算出した。

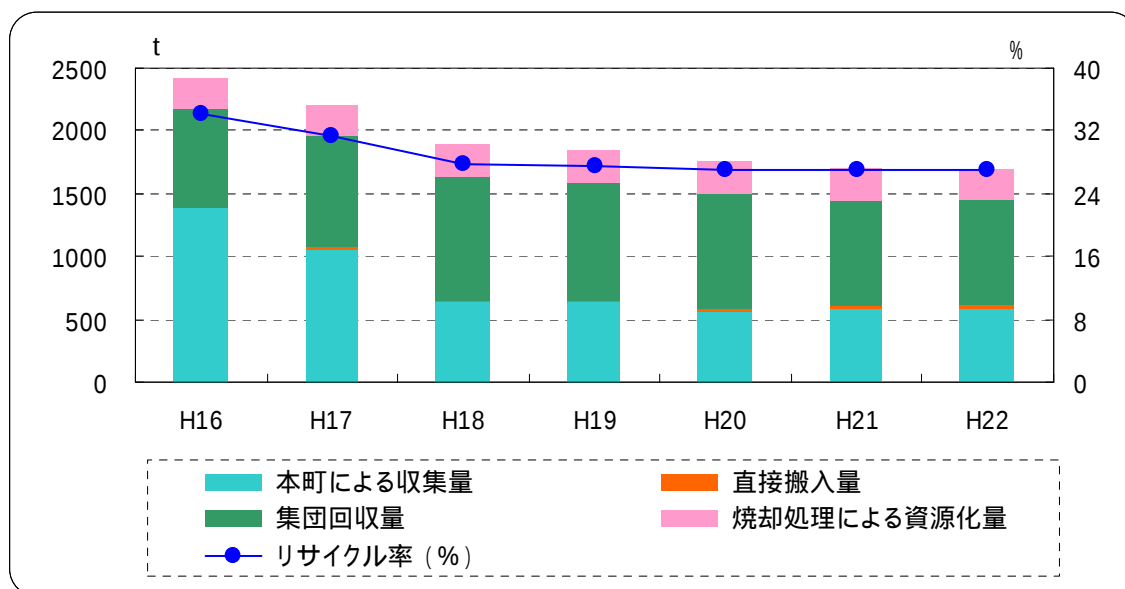


図 3-6 資源化量及びリサイクル率の推移

リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量

中間処理の実績

過去6年間の西濃環境整備組合「西濃環境保全センター」における可燃ごみ焼却処理の実績は、表3-13及び図3-7に示すとおりです。

西濃環境保全センターでは、ごみを高温溶融してスラグやメタルに形を変え、土木建築資材として活用されています。このため、焼却残渣率は3%程度と、一般的な焼却施設の10%程度よりも低くなっています。

また、焼却に伴うエネルギーを回収し併設する温水プール「ゆ〜みんぐ」に温水が供給されており、余熱利用としてサーマルリサイクルが行われています。

表3-13 西濃環境保全センター焼却実績

年度	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西濃環境総搬入量	t	55,458	55,646	55,337	54,895	53,514	53,829
内揖斐川町搬入分	t	4,061	4,059	4,051	4,038	4,043	3,947
スラグ搬出量	t	3,018	3,040	3,067	3,170	3,029	3,162
メタル搬出量	t	329	372	373	378	367	332
焼却残渣埋立量	t	1,924	1,771	1,726	1,658	1,657	1,763
焼却残渣率	%	3.5	3.2	3.1	3.0	3.1	3.3
総余熱利用量	GJ	4,341	4,255	4,341	4,341	4,355	5,979
購入電力量	MWh	15,434	15,476	14,916	14,804	14,017	13,791
灯油使用量	kL	130	93	98	85	138	101
A重油使用量	kL	71	72	53	55	51	68
コークス使用量	t	2,011	1,931	1,707	1,612	1,537	1,772

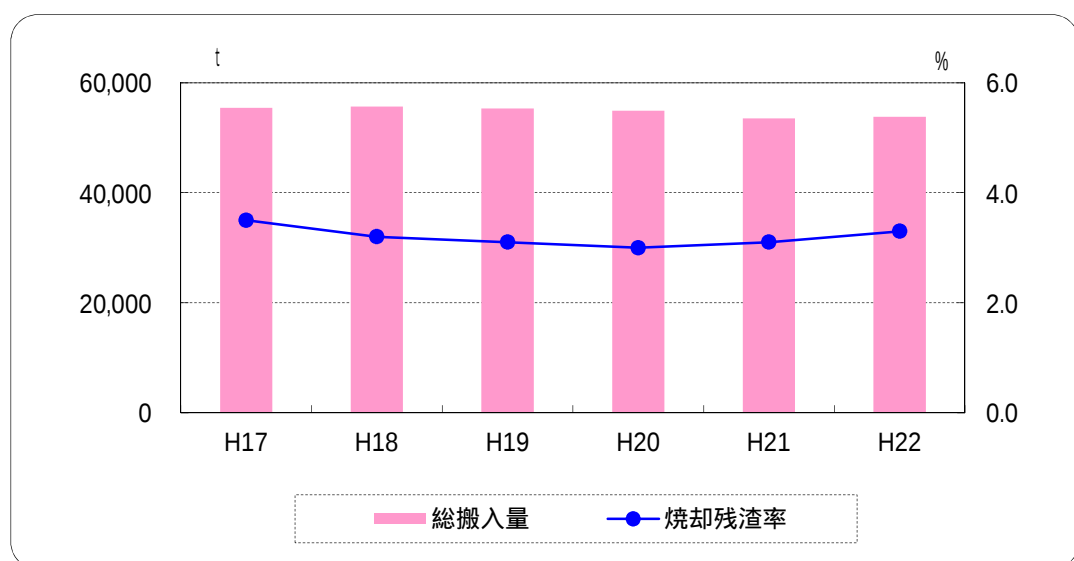


図3-7 西濃環境保全センターの搬入量と焼却残渣率の推移

最終処分の実績

本町における過去 7 年間の最終処分の実績は、表 3-14 及び図 3-8 に示すとおりです。

平成 16 年度～平成 19 年度の揖斐川地区における不燃物排出量が多く、過去 7 年間に於ける最終処分量は大きく変動しています。

可燃ごみの焼却残渣については、焼却を行なっている西濃環境保全センターにより本町割り当て分も委託処理が行われています。

表 3-14 最終処分量の推移

項 目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
最終処分量	367.1	421.9	482.1	402.6	274.2	284.3	318.8
焼却処理に伴う量	161.4	187.5	180.3	154.1	124.7	122.1	119.2
西濃環境整備組合	114.8	122.6	122.6	122.4	122.0	122.1	119.2
いびがわクリーンセンター	46.6	64.8	57.7	31.8	2.7	-	-
不燃ごみ	188.8	232.3	298.8	248.3	149.5	162.2	199.4
割ガラス	10.6	6.5	11.7	5.5	7.1	7.1	6.5
陶磁器	9.0	6.9	11.6	7.7	6.9	9.4	8.8
不燃物	169.3	218.9	275.5	235.1	135.5	145.7	184.2
坂内処分場埋立量	16.8	2.1	3.0	0.3	0.1	0.0	0.2
ガラスびん(坂内地区)	14.0	1.1	1.5	0.1	0.1	0.0	0.1
不燃物(坂内地区)	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乾電池(坂内地区)	0.6	1.1	1.5	0.1	0.1	0.0	0.1
蛍光灯(坂内地区)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最終処分率(%)	5.2	6.0	7.1	6.0	4.2	4.5	5.1

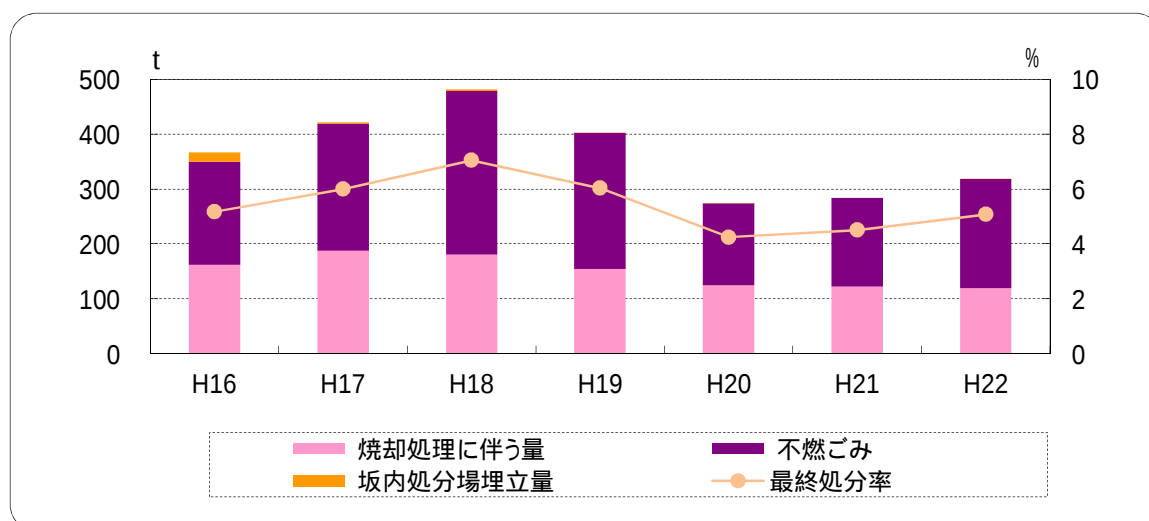


図 3-8 最終処分量と最終処分率の推移

$$\text{最終処分率} = \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$$

ごみの性状

過去5年間における西濃環境整備組合西濃環境保全センターに搬入された可燃ごみのごみ質測定結果は、表 3-15 に示すとおりです。

表 3-15 可燃ごみ質分析結果

項目	ごみ組成						単位容積重量	三成分			発熱量実測値			低位発熱量 (計算値)
	紙 布類	ビニール・合成樹脂、 ゴム、皮革類	木 竹 ワラ類	ちゅう芥類	不燃物類	その他		水分	灰分	可燃分	乾物発熱量	高位発熱量	低位発熱量	
単位	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%	kJ/kg	kJ/kg	kJ/kg	kJ/kg
H18.5	54.3	21.3	4.5	6.9	6.4	6.6	167	43.9	19.7	36.4	16,800	9,440	7,710	5,750
H18.8	44.2	22.8	20.9	5.3	4.1	2.7	219	46.1	16.8	37.1	17,700	9,560	8,400	5,830
H18.11	37.8	23.5	16.5	11.4	3.5	7.3	131	37.6	17.7	44.7	21,000	13,100	11,200	7,480
H19.2	54.0	28.2	1.1	7.9	4.0	4.8	199	40.7	15.3	44.0	19,300	11,500	9,520	7,270
H19.4	34.7	43.0	4.2	13.0	3.2	1.9	143	43.9	10.6	45.5	20,300	11,400	9,380	7,470
H19.8	43.6	28.4	5.4	17.9	0.3	4.5	158	47.1	7.5	45.4	17,800	9,410	7,350	7,370
H19.11	54.4	33.1	5.6	2.0	1.3	3.5	172	49.0	8.7	42.3	20,500	10,400	8,450	6,740
H20.2	49.1	24.0	3.5	4.8	10.0	8.7	130	31.9	14.6	53.5	17,400	11,900	10,000	9,280
H20.4	39.7	37.1	4.7	8.6	3.0	6.9	116	50.0	7.7	42.3	17,700	8,830	6,890	6,710
H20.8	47.3	39.4	3.0	5.4	2.2	2.7	210	56.1	7.6	36.3	17,200	7,530	5,480	5,430
H20.11	47.0	35.2	4.5	9.0	1.5	2.7	169	47.2	10.0	42.8	1,660	8,780	6,880	6,880
H21.2	46.4	23.5	1.4	0.2	7.2	21.3	176	37.0	28.9	34.1	11,400	7,170	5,710	5,490
H21.4	44.4	22.8	5.9	1.3	8.1	17.3	249	42.4	17.0	40.6	13,600	7,840	6,210	6,580
H21.8	51.5	26.9	5.1	3.2	7.5	5.8	216	50.7	12.0	37.3	16,900	8,350	6,380	5,750
H21.12	33.4	34.5	9.0	6.5	4.3	12.3	179	44.5	13.2	42.3	16,500	9,160	7,330	6,850
H22.2	49.3	26.6	3.6	9.7	4.3	6.5	229	51.3	12.4	36.3	16,600	8,060	6,120	5,550
H22.4	40.8	36.1	6.6	1.9	7.3	7.3	175	48.9	13.6	37.5	16,100	8,220	6,380	5,840
H22.8	31.3	25.3	5.2	5.0	17.5	15.7	242	39.3	18.9	41.8	14,700	8,920	7,150	6,890
H22.12	38.5	25.2	3.6	5.0	17.5	10.2	208	41.5	20.6	37.9	14,300	8,360	6,690	6,100
H23.2	40.8	29.5	10.6	10.6	3.8	4.8	186	46.0	12.4	41.6	17,700	9,550	7,490	6,680
平均	44.1	29.3	6.2	6.8	5.9	7.7	184	44.8	14.3	41.0	16,258	9,374	7,536	6,597
最高	54.4	43.0	20.9	17.9	17.5	21.3	249	56.1	28.9	53.5	21,000	13,100	11,200	9,280
最低	31.3	21.3	1.1	0.2	0.3	1.9	116	31.9	7.5	34.1	1,660	7,170	5,480	5,430

出典：西濃環境整備組合

温室効果ガス排出量の状況

廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の算定については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル 平成 18 年 11 月 環境省・経済産業省」に基づいて算出を行いました。

その結果は表 3-16 及び図 3-9 に示すとおりです。

温室効果ガス排出量のほとんどが中間処理（焼却処理）過程で発生しており、年間約 4,390t が排出され、人口 1 人 1 日あたり排出量は約 493 g-CO₂ となります。

表 3-16 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量（平成 22 年度）

排出源		活動量		二酸化炭素		メタン		一酸化二窒素	
		使用量	単位	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)	排出量 (kg)	排出係数 (kg-CH ₄ /単位)	排出量 (kg)	排出係数 (kg-N ₂ O/単位)	排出量 (kg)
電気使用量		1,035,881	kWh	0.555	582,216	-	-	-	-
燃料使用量	ガソリン	253	L	2.321660	586	-	-	-	-
	軽油	63,503	L	2.619247	175,193	-	-	-	-
	灯油	7,695	L	2.489483	20,070	0.00035	3	0.000021	0.2
	A重油	5,100	L	2.709630	13,927	-	-	-	-
	液化石油ガス（LPG）	0	kg	3.000287	0	0.00023	0	0.0000045	0.0
	コークス	132,908	kg	3.244780	431,256	-	-	-	-
自動車の走行距離		196,873	km	-	-	車種により変動	3	車種により変動	3
一般廃棄物の焼却量		1,149	t	2,695	3,096,555	0.075	0	0.0712	0
各温室効果ガスの排出量			kg	4,319,804		7		226	
二酸化炭素換算値			kg-CO ₂	-		148		70,127	
温室効果ガスの総排出量			kg-CO ₂	4,390,079					
人口1人1日あたり排出量			g-CO ₂	493					

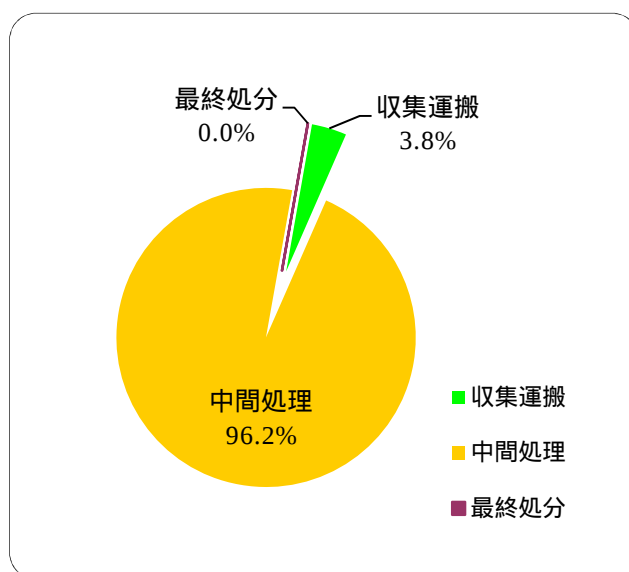


図 3-9 処理工程別温室効果ガス排出量

ごみ処理経費

本町のごみ処理に係る経費は表 3-17 に示すとおりです。

平成 22 年度においてごみ処理にかかった費用は約 3 億 6,700 万円、可燃ごみ・処理手数料や資源ごみの売却などによる収入は約 3,100 万円であり、収支は約 3 億 3,600 万円の支出となりました。これは住民 1 人あたり年間 13,771 円、ごみ 1t あたり 53,514 円の支出となります。

部門別のごみ処理経費の割合は図 3-10 に示すとおりであり、収集運搬費用が 6 割を占めています。

表 3-17 ごみ処理経費（平成 22 年度）

項 目	単 位	平成 22 年度
経常費用	千円	367,236
経常収益	千円	31,311
経常収支	千円	335,925
人口（外国人を含む）	人	24,394
ごみ総排出量	t	6,277
人口 1 人あたり処理経費	円/人・年	13,771
ごみ 1 t あたり処理経費	円/t・年	53,514

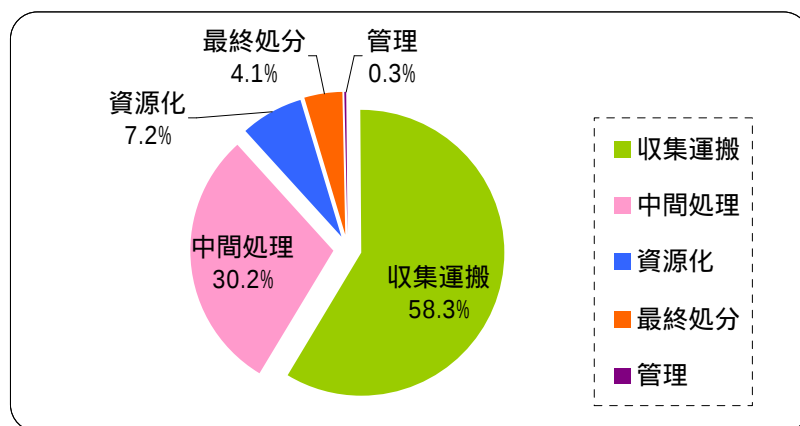


図 3-10 部門別ごみ処理経費割合

（４）ごみ処理の評価

本町における一般廃棄物処理システムについて、環境負荷を出来るだけ低減する「循環型社会づくり」及び、住民に対する「公共サービス」という面から見た処理システムの水準並びに処理システムの「費用対効果」から評価を行いました。

特に、「循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準」に係る評価軸については、循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として３つの指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）が設けられていること及び廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として３つの目標値（排出量、再生利用率、最終処分量）が設けられていること、さらには「地球温暖化防止」のための京都議定書目標達成計画において、廃棄物分野に関係する施策及び対策が盛り込まれていることを考慮しました。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について、「国の目標値を基準値とした比較による評価」及び「全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価」のいずれかを評価項目の基準値としました。

なお、基準値の算出は環境省の行っている「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 21 年度）」よりデータを抽出し、平均値の算出に際しては、廃棄物の処理量や人口などを加味した加重平均を用いています。

本町の評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）で表しています。

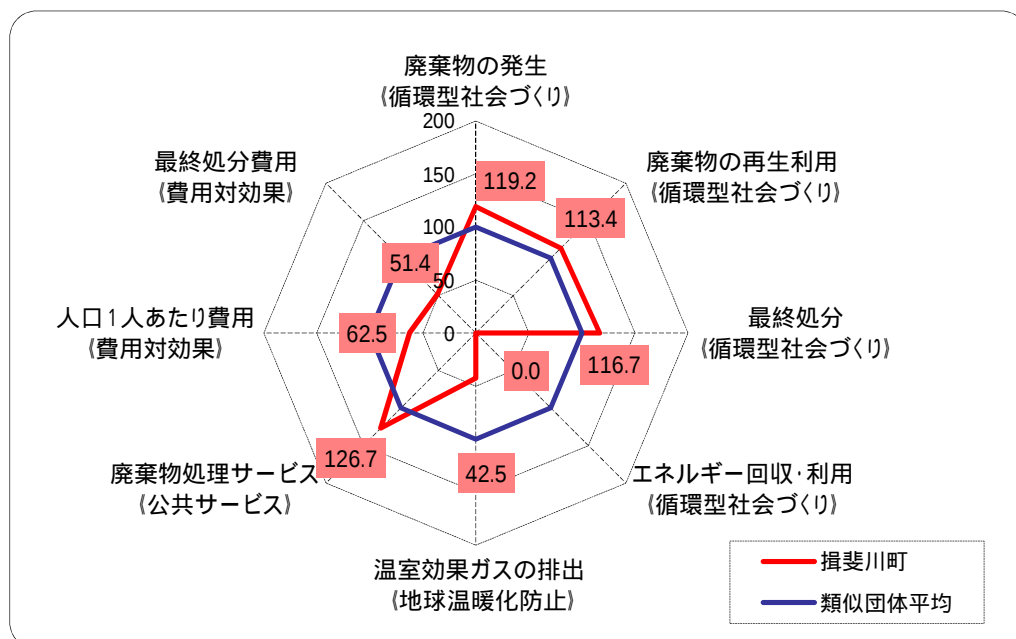


図 3-11 一般廃棄物処理システムの評価

廃棄物の発生 《 循環型社会づくり 》

本町における平成 22 年度の人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 0.705kg/人・日であり（35 頁・表 3-11 参照）平成 27 年度における国の目標値である 1.034kg/人・日（平成 19 年度比約 5%削減）をすでに下回っています。

西濃環境管内の平均値 0.873kg/人・日を基準値とした評価値は **119.2** となり、良好な結果となりました。

表 3-18 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量の比較

年 度		単位:kg/人・日				
		H17	H18	H19	H20	H21
揖斐川町		0.731	0.723	0.713	0.703	0.696
西濃環境管内	大垣市	1.303	1.321	1.310	1.243	1.181
	本巣市	0.797	0.900	0.869	0.878	0.854
	瑞穂市	0.871	0.871	0.845	0.931	0.917
	輪之内町	0.635	0.828	0.855	0.918	0.833
	安八町	0.843	0.908	0.875	0.899	0.882
	神戸町	0.955	1.067	0.945	0.899	0.818
	大野町	0.632	0.653	0.689	0.690	0.668
	池田町	0.745	0.743	0.741	0.720	0.753
	北方町	1.114	1.082	1.008	1.007	0.950
	平均	0.877	0.930	0.904	0.909	0.873
同規模人口	IB県SK町	0.819	0.895	0.888	0.855	0.843
	TT県MS町	0.697	0.719	0.710	0.707	0.689
	GN県OU町	1.057	1.097	1.030	0.989	0.558
	TY県NZ町	1.123	1.015	1.011	1.029	1.002
	IS県SK町	0.933	1.012	3.370	0.916	0.936
	FK県ET町	0.933	0.885	0.872	0.840	0.829
	NG県MN町	0.683	0.688	0.660	0.654	0.638
	KY府YS町	1.008	0.935	1.025	0.939	0.904
	HY県TK町	0.668	0.708	0.624	0.632	0.610
	平均	0.880	0.884	1.132	0.840	0.779
岐阜県		1.035	1.062	1.030	1.013	0.991
全 国		1.131	1.115	1.089	1.033	0.994

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

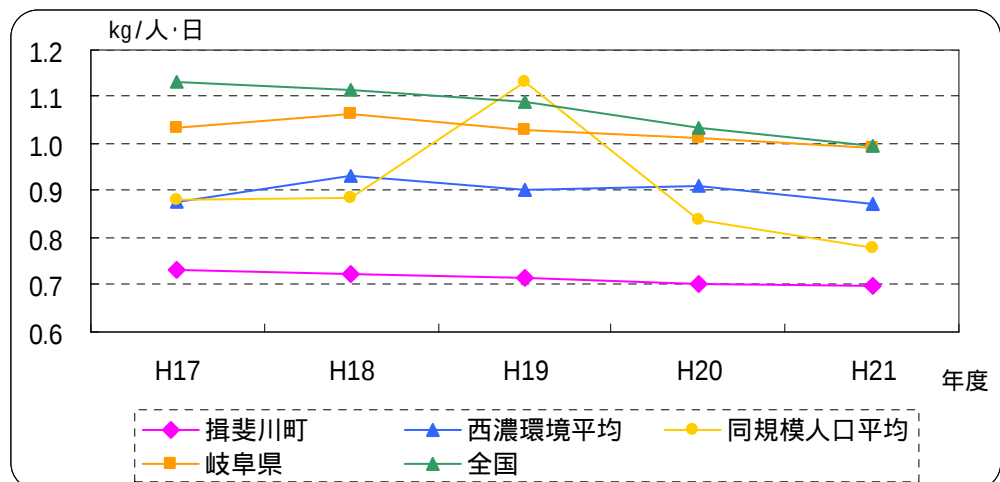


図 3-12 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量の比較

廃棄物の再生利用 《 循環型社会づくり 》

平成 22 年度における本町におけるリサイクル率は 27.0%であり(36 頁・表 3-12 参照) 平成 27 年度における国の目標値である 25%をすでに達成しています。

西濃環境管内の平均値 23.8%を基準値とした評価値は 113.4 となり、良好な結果となりました。

表 3-19 リサイクル率の比較

単位: %

年 度		H17	H18	H19	H20	H21
揖斐川町		31.4	27.8	27.6	27.1	27.1
西濃環境管内	大垣市	15.6	19.1	19.2	19.9	21.2
	本巣市	23.9	23.6	24.4	24.0	33.3
	瑞穂市	20.0	20.3	17.2	13.8	15.1
	輪之内町	34.1	28.4	29.7	27.5	29.9
	安八町	22.4	21.1	23.5	23.8	23.5
	神戸町	19.9	19.0	22.4	22.6	17.6
	大野町	26.2	25.8	23.5	21.5	21.5
	池田町	28.0	29.6	29.1	28.8	29.4
	北方町	18.2	20.4	20.7	23.1	22.5
	平均	23.1	23.0	23.3	22.8	23.8
同規模人口	IB県SK町	7.7	12.5	11.7	14.8	14.2
	TT県MS町	27.2	27.2	26.8	25.0	24.4
	GN県OU町	7.8	7.3	8.8	9.0	30.1
	TY県NZ町	10.4	14.3	14.8	15.6	16.0
	IS県SK町	23.2	33.9	7.6	62.8	23.1
	FK県ET町	23.3	17.9	18.9	18.9	18.6
	NG県MN町	30.9	29.8	28.5	29.5	29.0
	KY府YS町	21.2	22.5	24.0	24.5	23.8
	HY県TK町	25.0	24.4	31.5	29.6	28.2
	平均	19.6	21.1	19.2	25.5	23.0
岐阜県		22.0	17.4	23.0	22.9	22.8
全 国		19.0	19.6	20.3	20.3	20.5

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

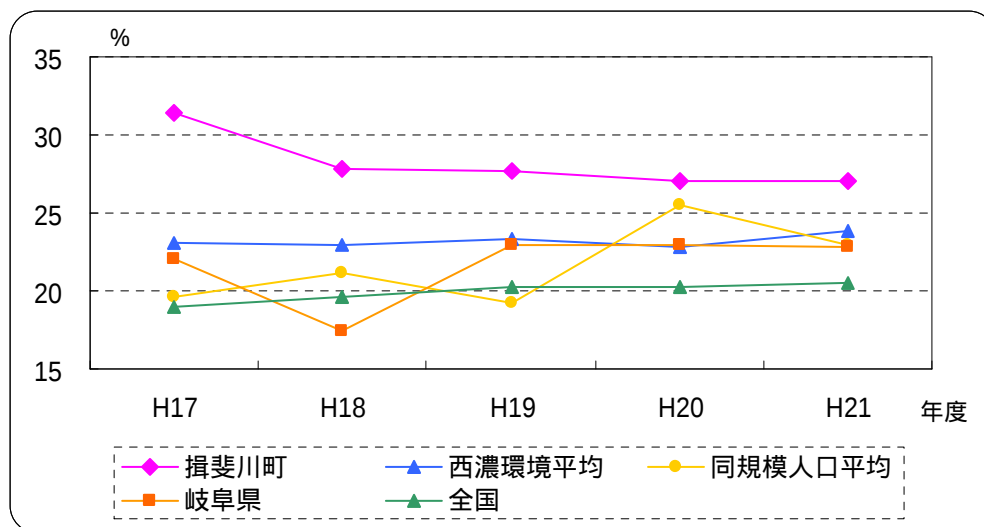


図 3-13 リサイクル率の比較

エネルギーの回収・利用 《 循環型社会づくり 》

廃棄物からのエネルギー回収率の算出は、以下の式に基づいて行いました。

$$\text{エネルギー回収率} = \text{エネルギー回収量（正味）} [\text{MJ}] \div \text{ごみ総排出量}$$

正味のエネルギー回収量は、エネルギー回収量とそのエネルギーを回収するために投入した電気や燃料などのエネルギー使用量、そのときのごみ処理量より、以下の式に基づいて算出しました。

$$\text{エネルギー回収量（正味）} [\text{MJ}] = \text{発電以外のエネルギー回収量（所内利用 + 所外利用）} [\text{MJ}] - \text{エネルギー使用量} [\text{MJ}]$$

$$\text{発電以外のエネルギー回収量} = \text{総余熱利用量}$$

$$\text{エネルギー使用量} [\text{MJ}] = (\text{施設での購入電力量} [\text{kWh}] \times 3.6 [\text{MJ/kWh}] + \text{燃料の種類ごとの消費量} \times \text{燃料の種類毎の発熱量} [\text{MJ/単位}])$$

本町の可燃ごみは西濃環境整備組合のごみ処理施設において、焼却処理が行われているため、西濃環境整備組合におけるエネルギー回収量を算出しました。

西濃環境整備組合では、ごみ焼却時のエネルギー（余熱）を回収して併設する屋内温水プール「ゆ～みんぐ」や焼却施設内の冷暖房に使用しています。

しかしながら、総余熱利用量以上に電気や燃料などのエネルギー使用量が大きいため、エネルギー回収率はマイナスとなり、**評価値は0**となります。

なお、基準値は「日本の廃棄物処理（平成21年度版）」より平成19年度～平成21年度使用開始の、余熱利用施設の平均値、394,758MJ/tを採用しました。

表 3-20 西濃環境整備組合におけるエネルギー回収率

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総余熱利用量	GJ	4,341	4,255	4,341	4,341	4,355	5,979
購入電力量	GWh	15,434	15,476	14,916	14,804	14,017	13,791
灯油使用量	kL	130	93	98	85	138	101
A重油使用量	kL	71	72	53	55	51	68
コークス使用量	t	2,011	1,931	1,707	1,612	1,537	1,772
エネルギー使用量	GJ	123,662	120,066	110,737	107,086	103,792	109,353
エネルギー回収量	GJ	▲ 119,321	▲ 115,811	▲ 106,396	▲ 102,744	▲ 99,437	▲ 103,374
総搬入量	t	55,458	55,646	55,337	54,895	53,514	53,515
エネルギー回収率	MJ/t	▲ 2,152	▲ 2,081	▲ 1,923	▲ 1,872	▲ 1,858	▲ 1,932

注) ▲はマイナスを示します。

最終処分 《 循環型社会づくり 》

本町における廃棄物のうち最終処分されるものの割合（最終処分率）は、5.1%（0.05 t/t）であり（38 頁・表 3-14 参照）全国平均、岐阜県の平均、西濃環境管内の平均のどの値より下回っており、中間処理における減量が適切に実施されています。

西濃環境管内の平均値 0.06 t/t を基準値とした評価値は **116.7** でした。

表 3-21 最終処分率の比較

年 度		単位:t/t				
		H17	H18	H19	H20	H21
揖斐川町		0.06	0.07	0.06	0.04	0.05
西濃環境管内	大垣市	0.13	0.17	0.13	0.12	0.08
	本巣市	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	瑞穂市	0.03	0.03	0.03	0.05	0.02
	輪之内町	0.04	0.19	0.20	0.22	0.15
	安八町	0.08	0.11	0.11	0.09	0.06
	神戸町	0.20	0.26	0.17	0.13	0.08
	大野町	0.04	0.04	0.04	0.02	0.02
	池田町	0.00	0.04	0.03	0.03	0.03
	北方町	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03
	平均	0.06	0.10	0.09	0.08	0.06
同規模人口	IB県SK町	0.12	0.12	0.11	0.07	0.07
	TT県MS町	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11
	GN県OU町	0.12	0.13	0.13	0.12	0.17
	TY県NZ町	0.18	0.06	0.06	0.07	0.17
	IS県SK町	0.10	0.03	0.71	0.08	0.12
	FK県ET町	0.08	0.11	0.10	0.11	0.10
	NG県MN町	0.14	0.13	0.14	0.14	0.15
	KY府YS町	0.34	0.26	0.29	0.23	0.25
	HY県TK町	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09
	平均	0.14	0.11	0.19	0.11	0.14
岐阜県		0.10	0.12	0.09	0.08	0.08
全 国		0.15	0.14	0.13	0.12	0.12

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

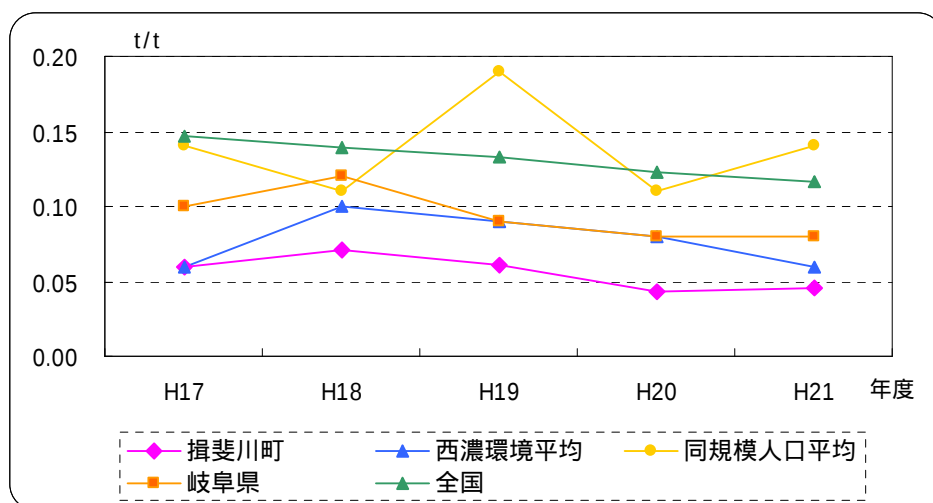


図 3-14 最終処分率の比較

温室効果ガスの排出 《 地球温暖化防止 》

平成 21 年度における廃棄物処理に伴い排出された人口 1 人 1 日あたり温室効果ガス排出量は 0.493kg-CO₂ でした。京都議定書目標達成計画で示されている 0.313 kg-CO₂ (基準値) を大きく上回っており、評価値は 42.5 となりました。

表 3-22 温室効果ガス排出量の比較

単位: kg/人・日

市町村名		人口	平成18年度
揖斐川町		24,831	0.493
同規模の都市	YM県SN町	23,813	0.247
	IB県SK町	26,272	0.420
	TT県MS町	25,084	0.215
	GN県OU町	27,358	0.097
	TY県NZ町	27,363	0.498
	IS県SK町	23,828	0.277
	FK県ET町	24,263	0.123
	NG県MN町	25,953	0.342
	GF県TR町	27,517	0.352
	GF県IK町	24,444	0.061
	KY府YS町	24,510	0.249
	HY県TK町	23,834	0.311
平均		25,353	0.266

出典: 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール・平成 18 年度実績版」

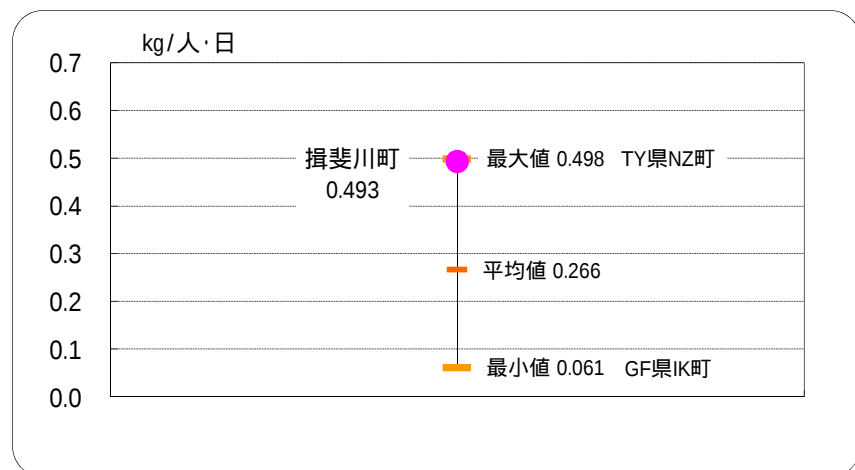


図 3-15 温室効果ガス排出量の比較

廃棄物処理サービス《 公共サービス 》

廃棄物処理サービスについて、家庭ごみに関する調査（アンケート）を平成 23 年 7 月 5 日～7 月 20 日に実施しました。

【概 要】 調査票配布数：1,000 件 有効回答数：588 件（58.8%）
調査方法：郵送 調査対象：無作為抽出

・集計方法

- i 「そう思う」5 点、「どちらかといえばそう思う」4 点、「どちらかといえばそう思わない」2 点、「そう思わない」を 1 点として設問毎に回答の平均得点を算出しました。「分からない」及び無回答は有効回答数に加えません。（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）平均得点が 3.0 点以上となれば、よく評価していると判断できます。
- ii 設問毎に平均得点を算出します。（得点の合計÷有効回答者数）なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。
- iii 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- iv 「分からない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

・集計結果

【 設 問 】

問 3：ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？

問 11：揖斐川町の 4 R（ごみ減量・再使用・リサイクル・持ち込まない）への取り組みに満足していますか？

問 12：ごみ処理や 4 R（ごみ減量・再使用・リサイクル・持ち込まない）の情報公開や提供に満足していますか？

問 15：揖斐川町の街の清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか？

表 3-23 アンケート調査集計結果

	そう 思う	ややそ う思う	あまり そう思 わない	そう思 わない	わか らな い	無回答	総回答 数	有効回 答数	得点	平均点
問 3	209	209	109	39	14	7	580	566	2,138	3.8
問 11	111	237	50	15	140	34	553	413	1,618	3.9
問 12	90	197	80	31	157	32	555	398	1,429	3.6
問 15	72	321	84	23	66	21	566	500	1,835	3.7
総合評価										3.8

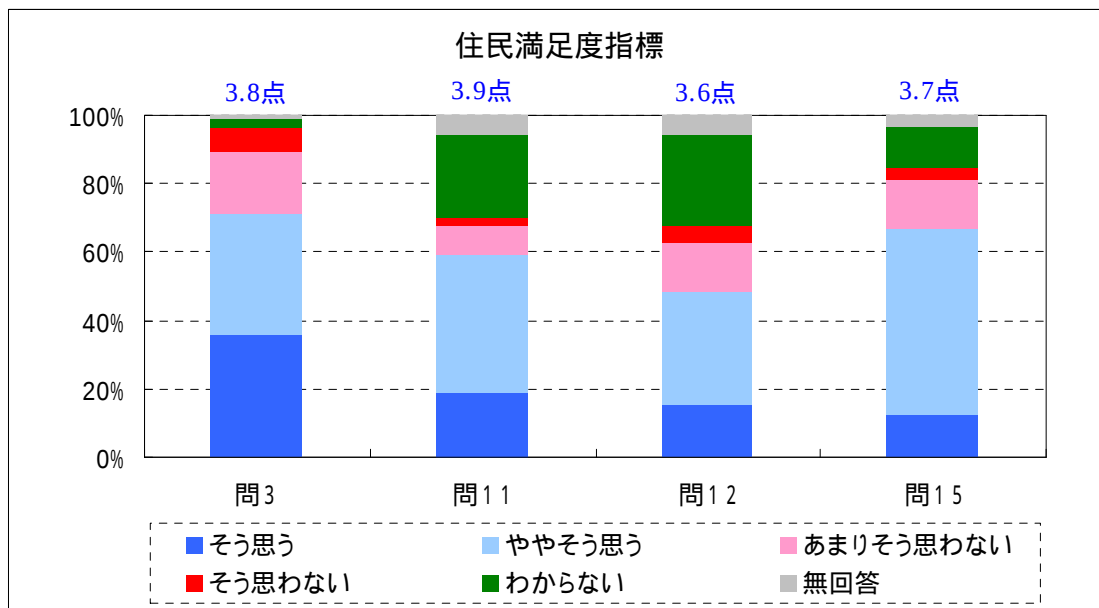


図 3-16 アンケート調査結果

アンケート調査の結果、4問の平均得点による総合評価は3.8点となり、平均得点3.0点と比較した評価値は126.7となりました。

しかしながら、問11、問12の「分からない」及び「無回答」の有効回答数に対する割合は、それぞれ31.6%、34.2%となっており、住民の皆様にわかりやすく情報が提供されていないことを示しています。

総合評価による得点が3点を上回っているものの、設問によっては30%を上回る回答の保留があり評価の対象とされていないことから、今後はより積極的な情報提供を行うことが求められます。

また、自由記載頂いたご意見では、収集回数の増加や、資源ごみの持込拠点設置の要望、野焼きに対する苦情などのご意見が寄せられています。

人口1人あたりの処理費用《費用対効果》

平成22年度の本町における人口1人あたりの処理費用は、13,771円/人・年であり（41頁・表3-17参照）岐阜県の平均、西濃環境管内の平均の値より高くなっています。

西濃環境管内の平均値 10,016円/人・年を基準値とした評価値は62.5でした。

表3-24 人口1人あたりの処理費用の比較

年 度		H17	H18	H19	H20	H21
揖斐川町		11,378	12,753	13,533	12,449	12,773
西濃環境管内	大垣市	8,689	9,372	9,510	8,628	9,027
	本巣市	12,389	12,312	10,846	10,894	10,993
	瑞穂市	14,487	14,588	14,440	14,839	14,486
	輪之内町	6,902	6,714	6,416	6,247	6,783
	安八町	6,539	7,049	6,402	6,092	6,434
	神戸町	8,890	9,149	10,174	8,302	10,654
	大野町	11,809	9,438	8,290	9,359	8,589
	池田町	12,762	11,683	11,309	11,856	11,812
	北方町	14,080	13,575	11,403	11,442	11,363
	平均	10,727	10,431	9,865	9,740	10,016
同規模人口	IB県SK町	8,015	12,594	7,018	5,900	6,864
	TT県MS町	6,048	4,532	4,612	4,929	5,232
	GN県OU町	9,368	9,294	8,366	9,432	6,302
	TY県NZ町	7,573	7,581	7,932	8,304	7,899
	IS県SK町	22,633	18,532	25,391	16,966	15,981
	FK県ET町	8,080	4,785	5,227	6,569	6,607
	NG県MN町	8,301	7,638	7,832	8,350	8,923
	KY府YS町	11,795	12,882	14,601	14,109	13,235
	HY県TK町	7,689	9,329	8,133	8,455	8,624
	平均	9,945	9,685	9,901	9,224	8,852
岐阜県		8,301	7,638	7,832	8,350	8,923
全 国		14,900	14,600	14,600	14,200	14,300

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

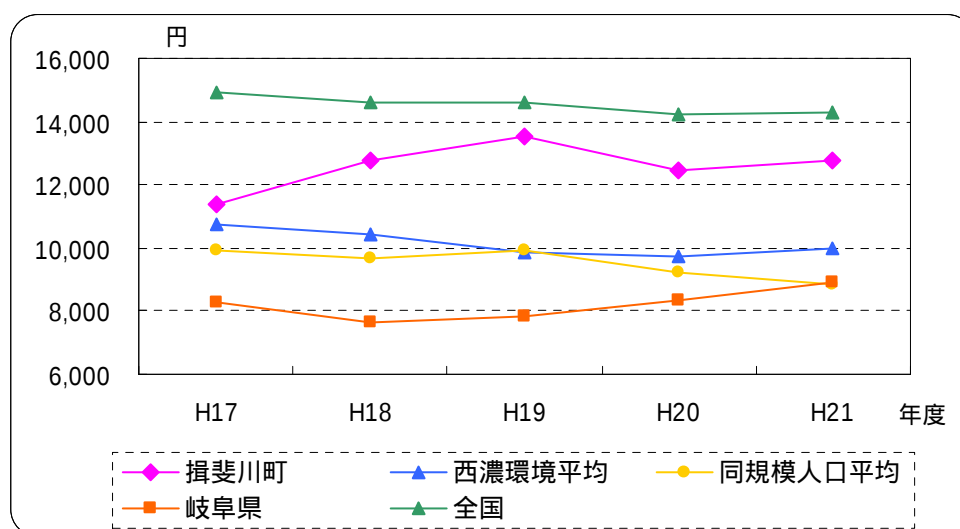


図3-17 人口1人あたりの処理費用の比較

最終処分減量に要する費用《費用対効果》

本町における最終処分減量に要する費用は、53,692 円/t であり「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 21 年度実績版）」より抽出した、同規模の都市の平均値 36,120 円/t を基準値とした評価値は **51.4** となり、同規模市町村よりも高額な処理費用となりました。

表 3-25 最終処分減量に要する費用の比較

単位:円/t

市町村名	人口	平成21年度
揖斐川町	24,831	53,692
同規模の都市	YM県SN町	12,784
	IB県SK町	44,804
	TT県MS町	28,008
	GN県OU町	28,568
	TY県NZ町	27,738
	IS県SK町	61,203
	FK県ET町	31,789
	NG県MN町	51,139
	GF県TR町	29,097
	GF県IK町	30,299
	KY府YS町	40,664
	HY県TK町	47,347
平均	25,353	36,120

出典：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール・平成 21 年度実績版」

注）揖斐川町の値は、平成 22 年度の値を示す。

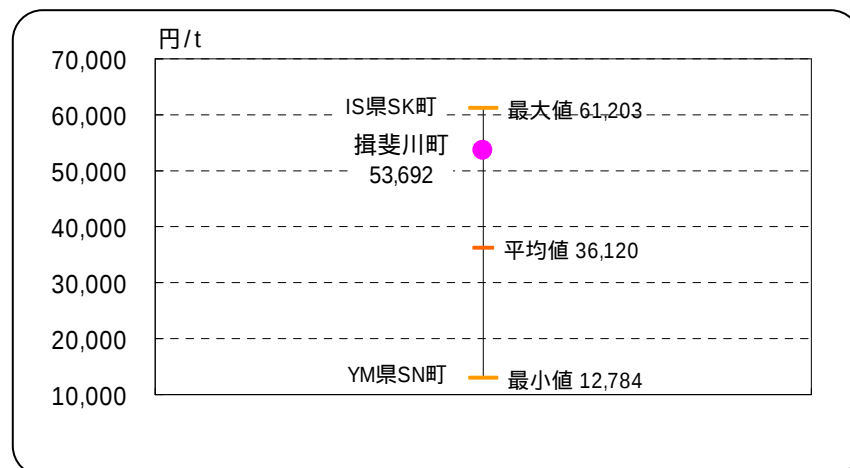


図 3-18 最終処分減量に要する費用の比較

$$\text{最終処分減量に要する費用} = \frac{\text{最終処分減量に要する総費用}}{(\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量} - \text{最終処分量})}$$

$$\text{最終処分量} = \frac{\text{総埋立量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

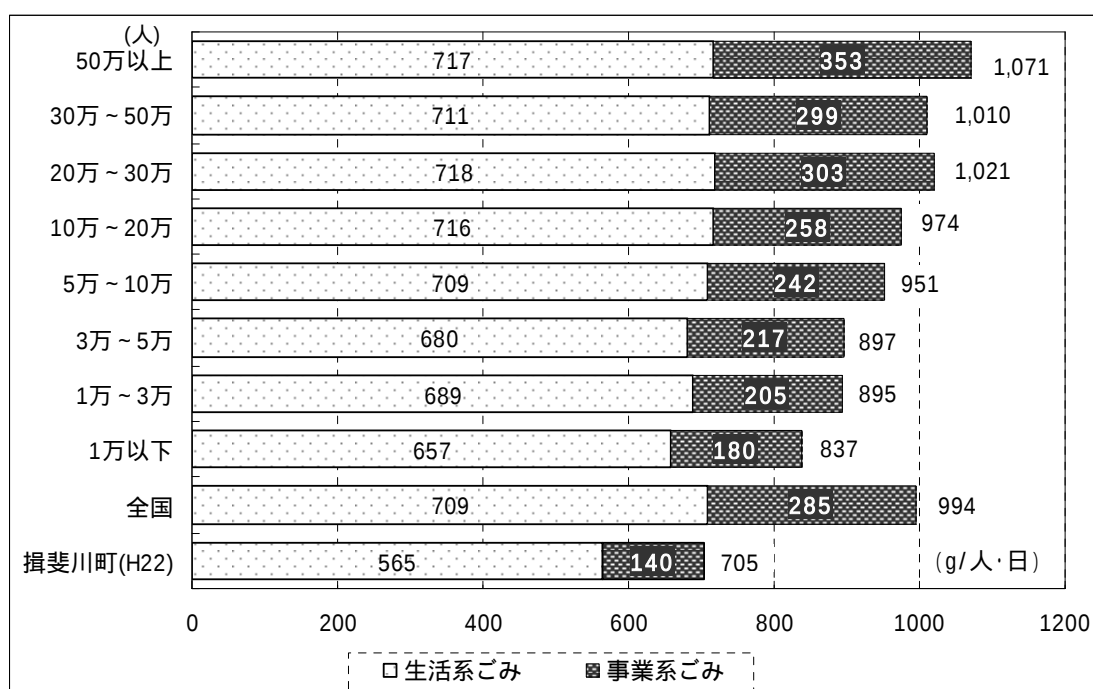
$$\text{最終処分減量に要する総費用} = \text{経常費用} - \text{最終処分部門経常費用} - \text{管理部門経常費用} - \text{経常収益}$$

（５）ごみ処理の課題

排出抑制

本町の平成 22 年度における人口 1 人あたりごみ総排出量は 705g/人・日となっており、人口規模 1 万～3 万人の都市における地域の人口 1 人あたりごみ総排出量（895g/人・日：平成 21 年度実績）と比較すると本町は少ない状況ですが、35 頁・表 3-11 に示したように、その値は横ばい傾向にあります。

国においては、平成 27 年度に平成 19 年度（1,089 g/人・日）比で約 5%のごみ排出量の削減（1,034 g/人・日）を目指し、ごみの減量化を推進していることから、本町においては現状の少ない排出量を維持する必要があります。



出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成 21 年度版」

図 3-19 市町村の人口規模別 1 人 1 日当たりごみ排出量（平成 21 年度実績）

収集・運搬

可燃ごみの収集回数は、揖斐川地区が週 2 回であるのに対して、他地区では週 1 回となっており、地域間格差があります。（久瀬地区は夏季のみ週 2 回収集）

粗大ごみについては、月 1 回の収集を行う揖斐川地区から収集を行わず直接搬入のみの坂内地区まで様々であり、地区による不均衡が問題です。

資源ごみの収集回数はどの品目も概ね月 1 回程度ですが、揖斐川地区のびん収集は毎月指定の色しか出せないため、実質的には 3 ヶ月に 1 回の収集となっています。

また、春日地区では全ての収集をシルバー人材センターに委託しており、パッカー車など機材の老朽化と作業員の高齢化が問題となっています。

中間処理

可燃ごみを処理する西濃環境整備組合の施設（90t/24h×3 炉）のうち 1 炉は、平成 15 年度にガス化溶融炉に更新しました。残る 2 炉（90t/24h×2 炉・平成 3 年 3 月竣工）について、更新時期や長寿命化が課題としてあげられます。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは地区ごとに契約をした民間処理業者で、それぞれ処理・資源化・処分が行われていますが、処理後の資源化率や最終処分率が不明であることから、これらを把握する必要があります。

最終処分

本町の所有する坂内地区一般廃棄物最終処分場は、残余容量が 140m³ となっています。当処分場では坂内地区から排出される陶磁器類、がれき類の不燃ごみに加えて、びん類も破碎後に埋め立てをしており、びん類を資源化することが必要です。

資源化

本町には各地区それぞれに資源ごみの中間処理及び一時保管施設があります。

旧 6 町村が設置した施設であり、機器によっては製造後 30 年近く経っているものもあり、建物、機器共に老朽化が懸念されます。

更に、各地区で選別・圧縮などの処理を行っていることから、施設稼働率も低く効率的ではありません。施設の集約と効率化が課題となっています。

また、資源ごみの収集回数が月 1 回程度と少ないことから、資源物の持ち込みの出来る集積施設の設置など、今後はより良い資源物の回収システムを検討する必要があります。

処理コスト

本町の平成 22 年度におけるごみ処理に係る経費は、住民 1 人あたり年間 13,771 円、ごみ 1t あたり 53,514 円の支出であり、この金額は 50 頁の表 3-24 及び図 3-17 にも示したように、西濃環境整備組合管内の市町村の平均値である人口 1 人あたり処理費用 10,016 円/人・年と比較すると高くなっています。

旧 6 町村が合併した本町は、広域でかつ山間地域が多いため収集運搬の効率が良くありませんが、ごみ処理経費の削減のため、処理の効率化を検討する必要があります。

不法投棄・不適正処理対策

アンケート調査結果の自由記載欄では、野焼きに対する苦情が 18 件もありました。農業に伴う野焼きの苦情もありましたが、家庭ごみや事業系ごみを庭や畑で燃やしている煙や臭いに対する苦情も多くありました。廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却（野焼き）は一部の例外を除き禁止されています。また、構造基準や環境大臣の定める焼却の方法を満たしていない焼却炉も、不完全燃焼を起こしやすく

ダイオキシンが多く発生するため使用できません。

野焼きに対する罰則規定として「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と定められています。

廃棄物の不適正処理である野焼き、特に家庭ごみ・事業系ごみの焼却については、野焼きの禁止について周知徹底すると共に、関係機関と連携し指導を行います。

また、不法投棄対策として本町職員などによる監視活動を実施していますが、山間地域が町域のほとんどを占める当町では、夜間に人目の付かない山間部の道路沿いに町外からもちこまれ、不法投棄を監視することが大変困難になっています。

現在は年間40件近くの通報があり、その半数以上が粗大ごみです。その都度、本町職員により対応していますが、現段階では不法投棄をなくす有効な手段が見つからず、苦慮している状況です。



不法投棄された洗濯機

情報発信と具体的な行動

本町では、ごみに関する情報は、ホームページならびに広報『いびがわ』に掲載をしていますが、アンケート調査結果が示すように、ごみ処理の流れや処理コストなど、ごみ処理行政に関する情報が不足しています。

住民への説明責任を果たし、環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を図る必要があります。

2. ごみ処理行政の動向

平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の巨大地震「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」により、我が国は「危機中の危機」に直面しました。震災前から経済が長期間低迷を続けた中で、東日本の復興を支え、震災前から直面していた課題に対応するため、日本の再生に向けた取り組みも再スタートしなければなりません。

平成 23 年 5 月に閣議決定された「政策推進指針～日本の再生に向けて～」においては、「日本再生に向けた再始動」として新たな成長へ向けた戦略の「質的転換」を通じて、柔構造の経済、産業、地域社会を再構築するとともに、これらを支える人材の育成を行い、力強い日本を再生させる方針が示されました。

さらに、人を大切にし、命を守るという環境行政の基本的な姿勢を堅持し、安全・安心な生活を実現するための取り組みを、引き続き着実に実行していくことも必要です。

このような基本認識の下、廃棄物分野においては、「日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取り組み」が展開されています。

また、環境保全是人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっていることをふまえて、環境省において平成 20 年 3 月には循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画が改定されました。この計画では以下に示す 7 つの内容を充実・強化し、循環型社会の形成が一層推進されています。

第 2 次循環型社会形成推進基本計画のポイント

環境の保全を前提とした循環型社会の形成

循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取り組みの統合

地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築

数値目標の拡充に加え、補助目標やモニタリング指標を導入

各主体が連携・協働した 3 R の取り組み

3 R の技術とシステムの高度化

国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

市町村における一般廃棄物の処理においても、平成 20 年 6 月 19 日に環境省廃棄物対策課より発出された課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定にあたっての指針について（環廃対発第 080619001 号）」では、平成 19 年 6 月に提示された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物有料化の手引き」を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら 3 R 化改革を進めるべきであるとされており、以下の 3 つのポイントが示されています。

ごみ処理基本計画策定通知のポイント

環境保全の重要性

廃棄物処理法の目的は「生活環境の保全と公衆衛生の向上」であり、市町村の一般廃棄物行政においても環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸としての循環型社会の形成を推進する。

市町村一般廃棄物処理責任の性格

市町村は一般廃棄物の処理において統括的な責任を有し、自ら処理を行う場合はもとより、他社に委託して処理を行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有する。

一般廃棄物処理計画の策定及び適用

ごみ排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画策定及び適用にあたっては長期的展望を持って対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とする。

廃棄物の減量化・資源化は、このような「循環型社会の形成」を通じて、現代社会の最大の問題の 1 つである気候変動の主要要因である温室効果ガス排出量の削減、あるいは地方行政の課題の 1 つである財政支出の削減に寄与するものであり、これらの観点からもそれぞれの地域において自立的な「循環型社会の形成」が求められています。

地方自治体におけるごみ処理行政においては、国や都道府県の設定した削減目標を視野に入れつつも、住民や事業者とともに対話に基づいて施策方針を立て、計画策定段階だけでなく、計画の実施段階や評価段階においても住民や事業者とともにこれを推進し、行政・住民・事業者の間で協働によるごみ排出抑制等の取り組みを進めていくことが必要です。

3. 基本的方針

【 人と自然が共生する循環型社会づくり 】

～ 4Rを推進し、ごみを出さないライフスタイルを！ ～

リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）・リフューズ（ごみを持ち込まない）の4Rを推進し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会として「ごみを出さないライフスタイル」を構築しなければなりません。

今後は、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の町を構築していくという住民・事業者・行政の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設け「人と自然が共生する循環型社会づくり」に取り組めます。

【基本原則・廃棄物処理の優先順位】

- I. ごみとなるものを持ち込まない。(Refuse)
- II. できる限り廃棄物を出さない。(Reduce)
- III. 同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- IV. 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- V. エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- VI. やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

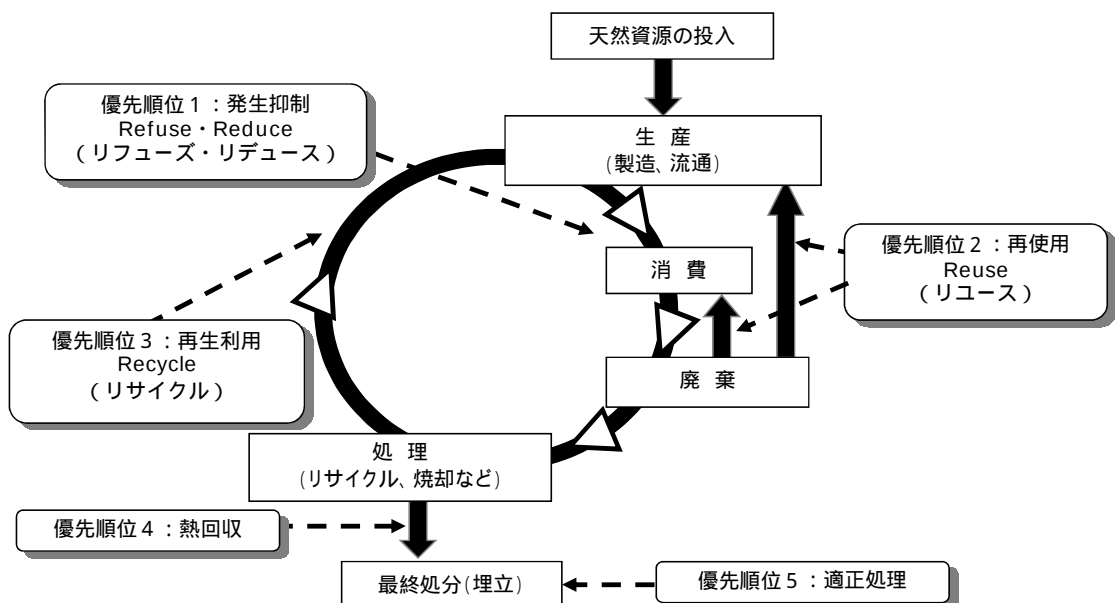


図 3-20 循環型社会のイメージ

4. ごみの排出抑制・再資源化・最終処分に関する目標

（１）ごみ排出量の削減目標

我が国の廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 22 年 12 月 20 日 環境省告示第 130 号）では、人口 1 人 1 日あたり排出量を平成 19 年度実績に対して平成 27 年度で約 5%削減し、「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量：1,034g/人・日」を目標に掲げています。

また、「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」では、平成 28 年度の一般廃棄物排出量を、平成 21 年度実績から 5%削減することとしています。

本町の平成 22 年度実績は 705g/人・日であり、すでに国の目標を大きく下回っています。このため、目標年次である平成 38 年度までは、現状の 700 g/人・日を維持します。

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量を、
平成 22 年度実績 705 g/人・日を維持し、平成 28 年度、
平成 38 年度のいずれも、**700** g/人・日とします。

（２）リサイクル率の目標

リサイクル率に関する国の方針としては、平成 19 年度の約 20%を平成 27 年度に約 25%に増加（年 0.6%増）の目標を掲げられています。

また、「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」では、平成 28 年度のリサイクル率を、25%とすることとしています。

本町の平成 22 年度実績は 27.0%であり、すでにこれらの目標を達成していますが、本町の第 1 次総合計画後期計画において、平成 27 年度のリサイクル率 30%の目標が示されていることから、第 1 次目標年次である平成 28 年度のリサイクル率を 30%以上とし、その後 10 年間は年 0.2%の増加として最終目標年次である平成 38 年度のリサイクル率を 32%以上とします。

リサイクル率を、平成 22 年度実績 27%から、
平成 28 年度において、**30%以上**とし、
平成 38 年度において、**32%以上**とします。

(3) 最終処分量の目標

最終処分量に関する国の方針としては、平成 27 年度に約 6.4 百万 t (平成 19 年度から概ね 22%の削減) の目標が掲げられています。

また、「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」では、平成 28 年度の最終処分量を、平成 21 年度実績から 19%削減することとしています。

後述する第 1 目標年次である平成 28 年度における本町の最終処分量の予測 (63 頁・表 3-29 参照) は、平成 19 年度から約 42%削減されることから、最終処分量の目標は予測値を維持し第 1 目標年次の平成 28 年度は 250 t 以下、最終目標年次の平成 38 年度は 180 t 以下とします。

最終処分量を、平成 22 年度実績 318.8 t から、
平成 28 年度において、250 t 以下とし、
平成 38 年度において、180 t 以下とします。

家庭でできるごみの減量

<買い物編>

ごみが出る量が少ない商品を選びましょう。

過剰包装を断りましょう。【包装紙 20g・本の紙カバー 5g】

詰め替え商品を買きましょう。【シャンプーなどのプラ容器 50g】

量り売りしているお店で買しましょう。

安いからと食材を余分に買わない。【にんじん 1 本 150g・玉ねぎ 1 個 200g】

マイバックを持参しましょう。【レジ袋 1 枚で 10g・紙の手提げ袋 50g】

<台所編>

生ごみは絞ってから捨てましょう。【ギュッとひと絞りで 50g】

必要な物だけ買い、食べ残ししません。【ご飯 1/2 膳で 50g・キャベツ 5 枚で 50g】

使い捨てラップでなくて密閉容器 (タッパー等) で保存。【ラップ 1 枚 1g】

生ごみは処理機や畑で堆肥にしましょう。

<ごみになるならリユース・リサイクル編>

トレイは店頭回収へ。【トレイ 1 枚 10g】

牛乳パックもリサイクル。【牛乳パック 30g】

<お出かけ編>

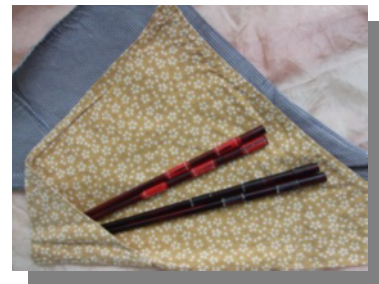
マイ箸を持ち歩きましょう。【割り箸 1 膳 4 g】

紙のお手ふきは使わないようにしましょう。

雨の日はアンブレラケース (傘袋) を持ち歩きましょう。

家で食べるときはアイスクリームのスプーンをもらいませぬ。

マイカップ・マイ容器を持ち歩きましょう。【紙皿 10g・紙コップ 5g】



5. ごみの発生量及び処理量の見込み

（1）人口の将来予測

平成 23 年 3 月に策定された揖斐川町第 1 次総合計画・後期基本計画で示された平成 27 年における日本人人口の推計値 23,500 人を基準として、平成 16 年度から平成 22 年度までの住民基本台帳人口の推移から、計画目標年度である平成 38 年度までの日本人人口を推計しました。外国人人口については、過去 7 年間の実績を元にトレンド推計式により予測を行い、それぞれの推計により得られた日本人人口と外国人人口を加算した値を本計画の計画収集人口としました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとしました。

表 3-26 将来人口の予測

単位：人

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日本人人口	24,079	23,934	23,789	23,644	23,500	23,194	22,888	22,582
外国人人口	178	178	178	178	178	178	179	179
総数	24,257	24,112	23,967	23,822	23,678	23,372	23,067	22,761

年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
日本人人口	22,276	21,970	21,664	21,358	21,052	20,746	20,440	20,134
外国人人口	179	179	179	179	179	179	179	179
総数	22,455	22,149	21,843	21,537	21,231	20,925	20,619	20,313

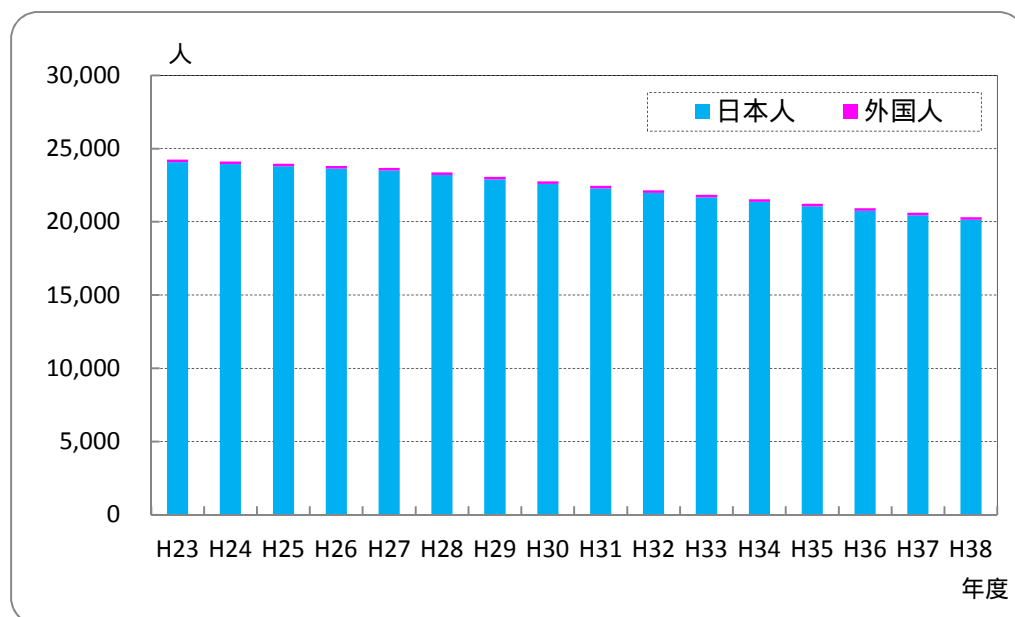


図 3-21 将来人口の予測

(2) ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量の推計は、ごみの排出区分毎に、家庭系ごみは1人1日あたり、事業系ごみは1日あたりの原単位量を、過去7年間の実績値（実績がない場合、不明な場合は最大限）から、トレンド推計式を用いて推計を行いました。ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測は、表3-27及び図3-22に示すとおりです。

表3-27 ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

項 目	単位	実 績							予 測	
年度	-	16	17	18	19	20	21	22	28	38
計画収集人口	人	26,714	26,339	25,899	25,539	25,161	24,831	24,394	23,372	20,313
可燃ごみ	t	3,803	4,061	4,059	4,051	4,038	4,043	3,947	4,080	3,921
粗大ごみ	t	890	749	798	748	748	617	672	510	431
資源ごみ	t	1,386	1,078	657	654	588	610	620	631	530
不燃ごみ	t	203	244	313	261	160	173	199	124	57
その他ごみ	t	7	21	19	16	12	18	10	11	9
集団回収量	t	803	874	989	937	912	847	829	694	384
1人1日ごみ量(予測)	g/人・日	727	731	723	713	703	696	705	709	719
1人1日ごみ量(目標)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	700	700

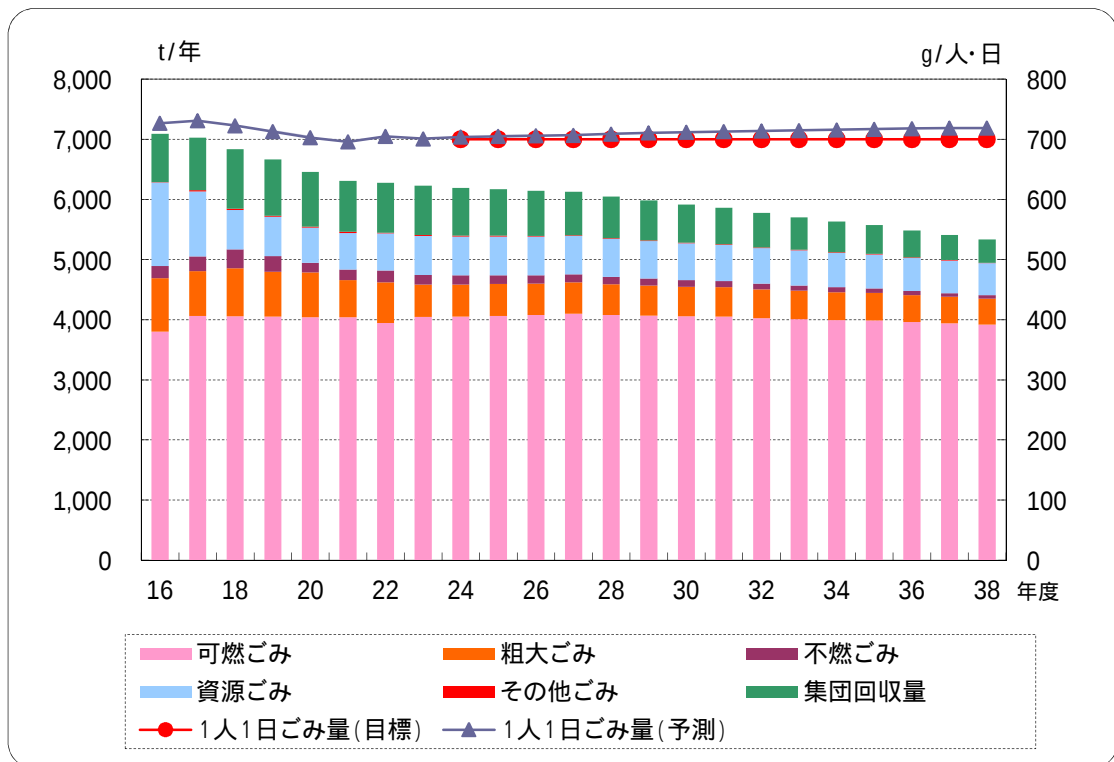


図3-22 ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

（３）資源化率の将来予測

資源化量の将来予測は表 3-28 及び図 3-23 に示すとおりです。

表 3-28 資源化量の将来予測

項 目	単位	実 績							予 測	
年度	-	16	17	18	19	20	21	22	28	38
本町による資源化量	t	1,386	1,078	657	654	588	610	620	631	530
集団回収量	t	803	874	989	937	912	847	829	694	384
焼却処理による資源化量	t	236	252	252	252	265	259	258	258	247
リサイクル率(予測)	%	34.2	31.4	27.8	27.6	27.3	27.2	27.2	26.2	21.8
リサイクル率(目標値)	%	-	-	-	-	-	-	-	30.2	32.2

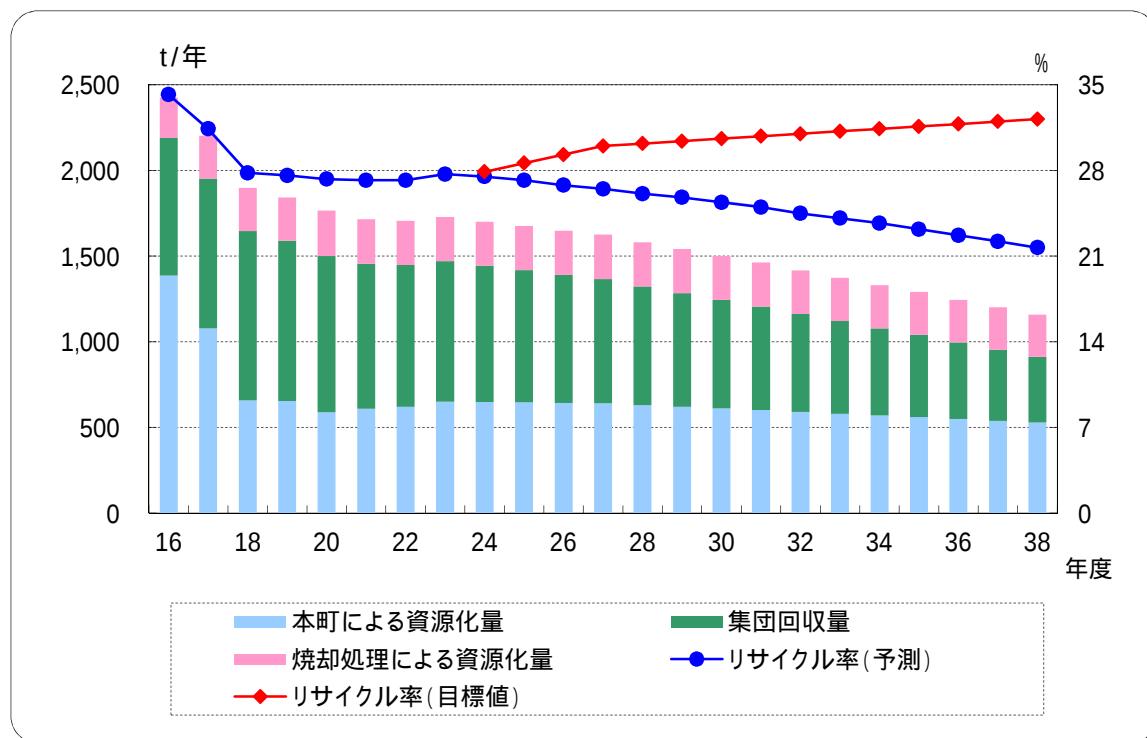


図 3-23 資源化率の将来予測

(4) 最終処分量の将来予測

埋立対象物は、可燃ごみの焼却によって発生する焼却残渣、不燃ごみであり、将来の発生量の将来予測は表 3-29 及び図 3-24 に示すとおりです。

表 3-29 最終処分量の将来予測

項 目	単位	実 績							予 測	
年度	-	16	17	18	19	20	21	22	28	38
最終処分量	t	367	415	483	430	335	345	372	249	177
焼却処理に伴う量	t	161	169	169	169	176	173	172	126	120
不燃ごみ	t	189	232	299	248	149	162	199	122	56
坂内処分場埋立量	t	17	13	15	13	10	10	0	2	1
最終処分率	%	5.2	5.9	7.1	6.5	5.2	5.5	5.9	4.1	3.3

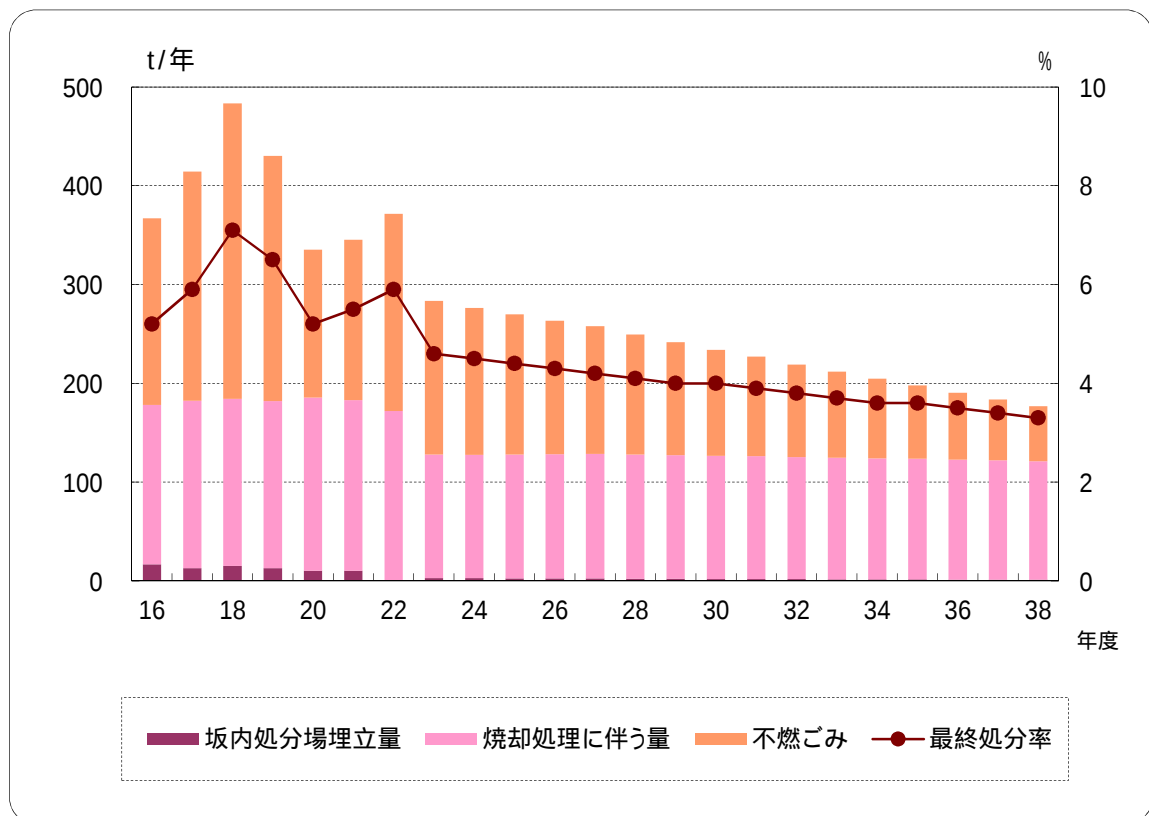


図 3-24 最終処分量の将来予測

6. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

基本的方針にも示すように、廃棄物については、「できる限り排出を抑制」し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、「再利用」、「再生利用」、「熱回収」の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、「適正に処理する」とこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものです。

まずは無駄遣いをせずに廃棄物の排出を抑制し、どうしてもごみとして排出するものの循環的利用を促進するためには、住民・事業者・行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ります。

（１）本町の役割

プラスチック製容器包装の分別や、雑紙（ざつがみ）の資源化、粗大ごみの有料化を検討するとともに、ごみの排出抑制に関し、住民の皆さんと協働して適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の皆さんの意識改革と町職員の資質向上を促進します。

分別区分の統一

旧 6 町村それぞれで行われてきたごみ分別の統一を進めてきましたが、一部について分別区分の統一が図られていません。

藤橋地区及び坂内地区についても、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別を行い、平成 28 年度までに本町全域で分別区分を統一します。

雑紙（ざつがみ）の分別

本町では紙製容器包装の分別を行って来ましたが、可燃ごみに含まれる紙類にはパンフレットや包装紙、紙袋など紙製容器包装に含まれないものも多くあります。

このため、紙製容器包装の分別区分からさらに広げた「雑紙（ざつがみ）」を新たな分別区分とすることで、可燃ごみの削減を行います。

雑紙とは、家庭や事業所から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言います。具体的には、家庭で不要となったパンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱、オフィスペーパーなどの紙全般を指します。ただし、食品や洗剤等が付着しているもの、金紙、銀紙が使用されているもの、プラスチックとの複合素材の製品は対象となりません。

粗大ごみの有料化を検討

本町は可燃ごみの有料化が実施されていますが、粗大ごみ、不燃ごみについては無料で収集されています。

しかしながら、50 頁の表 3-24 に示したように、本町のごみ処理経費は西濃環境整備組合管内の他構成市町よりも高く 1 人 1 日あたり 13,771 円/人・年のごみ処理経費がかかっています。

また、粗大ごみを多く出す人も少ない人も同じ税金で処理されていることから、排出量により処理費用に差をつけることで住民負担を公平化するために、不燃ごみ及び粗大ごみの有料化を検討します。

環境教育、普及啓発の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、ごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の実施

多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の策定を要請するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

容器包装廃棄物の排出抑制（マイカップ・マイ容器などの推進）

廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでの過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討するとともに、本町の職員自らマイ箸・マイボトルなどの利用を推進し、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。

環境物品等の使用促進

本町自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

（２）住民の役割

住民は、商品の購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制の取り組みを推進します。

分別排出の徹底

「リユース」ができず、捨てるのであれば「リサイクル」を行います。「捨てればごみでも、分ければ資源」を合い言葉に、消費者である住民の皆さんからリサイクルをスタートし、きちんと分別排出されることで、本町が分別収集し、事業者が再商品化して、リサイクルの輪を繋げます。家庭から排出されたごみが収集される

までは、地域で管理を行います。

住民団体による集団回収の促進等

新聞・ダンボール・雑誌・雑紙・衣類などは可燃ごみとして廃棄せずに、自治会・PTA・NPO 法人などが実施する地区の集団回収に排出するか、改修する「エコドーム（仮称）」へ持ち込みます。

本町は、「揖斐川町資源集団回収事業補助金交付要綱」によって、集団回収を支援します。

容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、リターナブル容器等を持参し、また、簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組めます。

環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択し、グリーンコンシューマーを目指します。

グリーンコンシューマーとは、買い物をするときに環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、環境に配慮したやさしいお店や商品を選ぶ消費者のことで、こうした運動は世界各国で取り組まれています。

<グリーンコンシューマー 10 原則>

- ・ 必要なものを必要な量だけ買う
- ・ 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- ・ 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
- ・ 作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- ・ 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- ・ 自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
- ・ 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- ・ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- ・ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- ・ 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

選：グリーンコンシューマー全国ネットワーク

(3) 事業者の役割

発生源における排出抑制

ごみの発生抑制は経費削減につながります。原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。

過剰包装の抑制等

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努めます。

流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、リターナブル容器による量り売り等を推進することにより容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量を積極的に進めます。

環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

また、可能な限り、ものを無駄に消費しない事業スタイルを心がけ、企業の社会的責任として、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが必要です。

飲食店においては、メニュー、盛り付けの工夫など、食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、食品小売業や飲食店においては、このような自らの取り組みを適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

第 1 次目標年次である平成 28 年度におけるごみの分別収集は、図 3-25 に示すとおりであり、本町全域で分別区分を統一します。

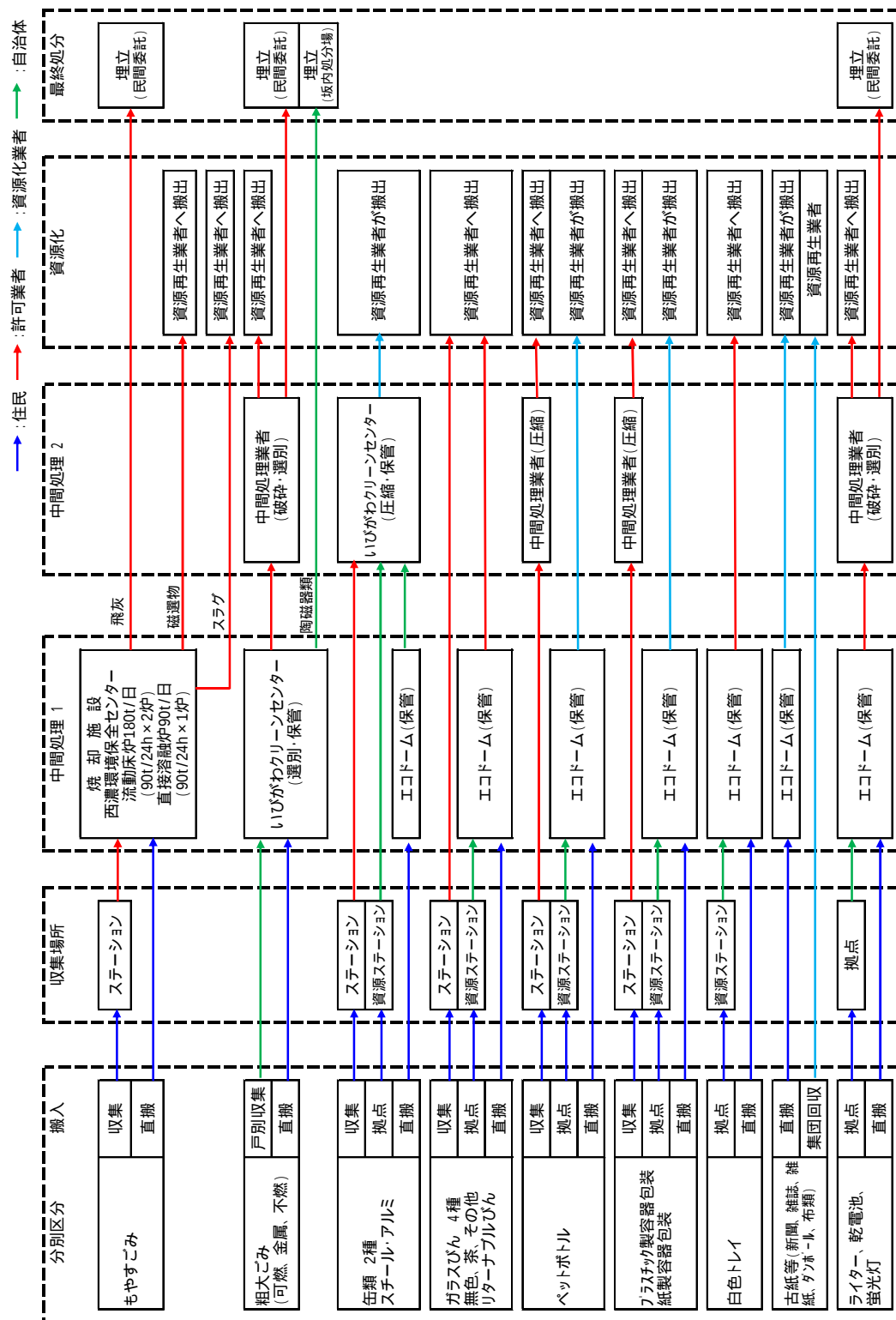


図 3-25 第 1 時目標年次（平成 28 年度）のごみ処理フロー

8. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬

収集・運搬は、ごみ処理における住民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

住民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へのより効率的な運搬に努めていきます。

収集形態、収集回数

平成28年度における家庭系ごみの収集については、表3-30に示すとおりです。

可燃ごみについては、全地区で週2回の委託業者によるステーション回収による収集とします。

粗大ごみについては、地区による不均衡を是正し年4回程度の収集回数としますが、有料化実施後は住民による持ち込みを基本とし、持ち込みができない方については戸別収集を行います。

資源ごみについては、揖斐川地区及び谷汲地区においては月1回の委託業者によるステーション回収による収集とします。その他の地区については、現在坂内地区に設置されている資源ステーションを設置し、シルバー人材センター等により随時回収を行います。

また、月1回と少ない収集回数を補うために、エコドームを改修し住民のみなさまが資源ごみ等を持ち込める施設を整備します。

事業系一般廃棄物については現状と同様自己搬入または許可業者による処理とし、回数は随時とします。

表3-30 第1次目標年次の収集頻度と収集形態

項目	収集形態	収集方法	収集頻度
可燃ごみ	委託	ステーション	週2回
粗大ごみ（有料化実施前）	委託	ステーション	年4回
粗大ごみ（有料化実施後）	直営	戸別収集・直接搬入	随時
資源ごみ（揖斐川・谷汲）	委託	ステーション	月1回
資源ごみ（春日・久瀬・藤橋・坂内）	直営	資源ステーション	随時
その他ごみ（乾電池・蛍光灯等）	委託	拠点回収	随時

資源ごみ等の抜き取り対策

資源ごみや大型ごみとして排出されたアルミ缶や金属類等の有価資源や、まだ使える家電類などをねらった業者による抜き取りが頻発しています。

指定された集積所に出された資源物は、本町が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することを禁止できるように、条例等による規制策を講じます。

排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、以下に示すものを排出禁止物とします。

A) 有毒性のある物

農薬、劇薬とその容器、バッテリー、焼却灰、その他有害性のあるもの。

B) 感染性のある物

血液など感染の恐れがあるものが付着した鋭利な物（注射器、注射針）

C) 危険性・引火性のある物

火薬類、ガスボンベ、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの。

D) 著しく悪臭を発する物やその他処理が困難な物

分別していないごみ、建築廃材、自動車等の機械部品、オートバイ、タイヤ、農機具、畦シート、家電リサイクル4品目等、パソコン本体、ノートパソコン。

在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯・ガーゼ・おむつ等）については可燃ごみとして本町で委託業者により収集運搬し焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

収集・運搬体制

A) 可燃ごみについては、自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続し、資源ごみについては地区によりステーション回収方式と、拠点回収方式を併用します。

B) ステーション回収方式については、委託業者による収集を継続し、拠点回収方式についてはシルバー人材センター等に委託し直営により回収します。

C) 委託業者等と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。

D) 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。

E) 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しも適宜行い、不燃ごみ・粗大ごみの有料化を検討します。

F) 収集場所までごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(2) 中間処理

本町における第1次計画目標年度である平成28年度の中間処理方法は、以下に示すとおりです。

可燃ごみ

可燃ごみは現状と同様に、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。

組合の焼却施設については、平成24年3月に組合で策定した長寿命化計画に基づき、二酸化炭素排出量削減や、エネルギー回収率の向上について、組合と協力して取り組んでいきます。

粗大ごみ、不燃ごみ

収集もしくは住民により直接持ち込まれた粗大ごみ(不燃ごみ)は、いびがわクリーンセンターで一時保管後に、中間処理業者で破砕・選別処理を行い、資源物・不燃残渣に分類し、それぞれ処理・処分を行います。

また、広域による粗大ごみ処理についても積極的に検討を行います。

資源ごみ(缶類)

収集、拠点回収もしくは住民により「エコドーム(仮称)」へ直接搬入された缶類は、いびがわクリーンセンターで圧縮後に資源再生業者に引き渡します。

資源ごみ(びん類)

収集されたびん類は直接資源化業者へ搬入します。拠点回収もしくは住民により「エコドーム(仮称)」へ直接搬入されたびん類は一定量に達するまで保管後、資源再生業者に引き渡します。

資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装)

収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装は中間処理業者で圧縮・梱包を行い、資源再生業者もしくは容器リサイクル法指定業者に引き渡します。拠点回収もしくは住民により「エコドーム(仮称)」へ直接搬入されたペットボトル、プラスチック製容器包装は一定量に達するまで保管後、資源再生業者に引き渡します。

(3) 最終処分

坂内地区最終処分場の残余容量はわずかですが、いびがわクリーンセンターで選別された、陶磁器ごみ、コンクリートがら等について、坂内地区最終処分場で埋立処分を行います。

9. ごみ処理施設の整備に関する事項

（１）いびがわクリーンセンター（リサイクル施設）

各地区に設置されているリサイクルセンターを統廃合し、いびがわクリーンセンター内に圧縮機を移設して、缶類の中間処理施設を集約します。

整備スケジュール

リサイクル施設の整備計画については、以下のように計画します。

平成 24 年度：既存焼却施設汚染度調査、リサイクル施設整備計画策定

平成 25～26 年度：既存焼却施設解体工事、リサイクル設備移設

平成 27 年度：運用開始

規模算定

リサイクル施設の稼働年次は、平成 27 年度とします。

設備規模を算定するにあたり、施設規模を算定する年次（計画目標年次）は稼働予定年の 7 年後を超えない範囲内で、将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めることになっています。

したがって、施設規模算定における目標年次は、排出量が最大となる、リサイクル施設稼働初年度である平成 27 年度とします。

計画目標年次において、リサイクル施設で処理を行う缶類の年間平均処理量は、表 3-31 に示すとおりです。

表 3-31 リサイクル施設年間日平均処理量

区分		処理量（t/年）	処理量（t/日）
選別・圧縮施設 （缶類）	収集	60.9	0.17
	直接搬入	15.7	0.04
合 計		76.6	0.21

設備規模の算定方法

リサイクル設備の規模を算定する方法は、以下に示すとおりです。

$$\text{施設規模} = \text{日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

$$\text{実稼働率} = \text{年間稼働日数} (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数}) \div 365 \text{ 日}$$

$$\diamond \text{ 年間稼働日数} = 365 \text{ 日} - 128 \text{ 日} = 237 \text{ 日}$$

$$\diamond \text{ 実稼働率} = 237 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.649 \quad 0.65$$

表 3-32 年間停止日数

	日曜日	土曜日	祝祭日	整備日	年末年始	合計
日数	52	52	13	7	4	128

調整稼働率

✧ 調整稼働率は正常に運転される予定の月でも、故障の修理、やむを得ない一時休止等のため能力が低下することを考慮した係数で、「96%」とされています。

設備規模の算定

$$\begin{aligned} \text{✧ 設備規模} &= \text{年間計画日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= 0.21 \div 0.65 \div 0.96 = \boxed{0.34 \text{ t/日}} \end{aligned}$$

(2) いびがわエコドーム（資源持ち込み施設）

現在、プラスチック製容器包装とペットボトルの圧縮・梱包が行われているエコドームを改修し資源ごみの直接搬入施設とします。

整備スケジュール

資源持ち込み施設の整備計画については、以下のように計画します。

平成 24 年度：整備計画策定

平成 25 年度：エコドーム改修

平成 26 年度：運用開始

(3) 資源ステーション（資源ごみ収集拠点）

春日地区、久瀬地区、藤橋地区においては、坂内地区に設置されている資源ステーションを設置します。

整備スケジュール

資源ステーションの整備計画については、以下のように計画します。

平成 24 年度：地元自治体と適地を協議、選定

平成 25 年度：資源ステーション設置

平成 26 年度：運用開始

10. その他ごみ処理に関し必要な事項

（１）廃棄物減量等推進審議会

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的活用を推進します。

（２）災害対策

本町が震災および水害を被った場合に、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する一般廃棄物を適切かつ円滑に処理を実施するため、『揖斐川町災害廃棄物処理計画』を策定します。

なお、被害が甚大で本町のみで適切な処理が実施できないときは岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画に基づき支援を要請します。

（３）不適正排出対策、不適正処理対策及び不法投棄防止対策

平成 23 年 12 月に『分別参考資料』を全戸配布しましたが、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不適正処理（野焼き）については、農業を営むためにやむを得ない焼却（野焼き）は例外的に認められていますが、地域住民の生活環境への影響（健康被害、煙害）が懸念される住宅地に近接している場所等での野焼きについては、監視・指導を強化します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、町外から持ち込まれる不法投棄に向けた監視を強化していきます。

野焼きは禁止されています！

焼却設備を使用せず廃棄物を焼却すること（いわゆる「野焼き」）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の例外を除き、禁止されています。法律に違反すると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられるとともに、行為者が法人の場合は1億円以下の罰金に処せられる両罰規定が定められています。また、焼却炉を使用した廃棄物の焼却であっても「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。

野焼き（屋外焼却）はなぜダメなのか？

廃棄物処理場の焼却施設では摂氏 800 度以上の高温で焼却が行われますが、野焼きでは焼却温度がおよそ摂氏 200～300 度程度であり、燃やすものによってはダイオキシン類が発生します。

野焼きは廃棄物（ごみ）の不適正処理であり、また、焼却時に発生する煙が大気汚染や悪臭を引き起こし、周辺環境及び私たちの健康や自然環境への深刻な影響を与え、空気の乾燥しやすい時期には火災を引き起こす危険性も無視できません。

生活環境や、健康に害をもたらす恐れのある焼却行為は行わないようにしてください！

第4章 計画の推進

1. 計画のスケジュール

本計画に示されている排出抑制に関する事項のスケジュールは以下に示すとおりです。施設整備に関するスケジュールは既出のとおりです。分別区分の統一は、資源ステーションの運用開始と同じ平成26年度とし、中間目標年度である平成28年度をめどに粗大ごみの有料化を検討します。また、環境教育は随時行い、グリーン購入については現状と同様に継続して実施します。

	24	25	26	27	28
分別区分の統一	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
粗大ごみ有料化	◀▶▶▶	◀▶▶▶	◀▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
資源ステーション運用	◀▶▶▶	◀▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
エコドーム改修	◀▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
リサイクル施設運用	◀▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
環境教育	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶
グリーン購入	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶

◀▶ 検討 ▶▶▶▶ 随時実施 ▶▶▶▶ 継続的に実施

図 4-1 計画のスケジュール

2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量化等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、『広報いびがわ』等により情報提供を行います。

3. 地球温暖化防止への配慮

日本における平成21年度の温室効果ガス排出量のうち、廃棄物部門からの排出量は約3%を占めており、そのうち二酸化炭素排出量は基準年(1990年)から比較すると約27.3%と大きく増加しています。

計画の推進にあたっては、京都議定書により約束された第一約束期間の6%削減と、それ以降のさらなる削減に向けて、今後より一層の“循環型社会形成”を推進し、温室効果ガス排出量の積極的な削減に努めます。

このページは空白です